

になることもあるが之は更正でなく恩給給與の特別規定であるから勅令に定める六月一日以降の將來に向ての給與である。

(2) 前述第一一條の説明(3)参照。

第二條 (従前の増加恩給扶助料の更正)

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ増加恩給又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキ者⁽¹⁾ニシテ本法所定ノ増加恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當増加恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令⁽²⁾ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ増給ス

(1) 本條は恩給法第一〇一條、第一〇二條と同様恩給額の更正規定であり昭和一三年四月分以降の増加恩給又は扶助料の額は改正法律(別表第二號表、第七五條)に依る多額の恩給を給するといふのである。改正法律の施行期日が遅れて六月一日になつたから更正は六月以後に爲すが給與は四月分から爲すといふ始末になつた。受ケ又ハ受クベキ者とは昭和一三年六月一日の改正法施行の際に既に裁定を経てゐる又は裁定は未だ經ないが恩給權の生じてゐる増加恩給權者又は扶助料權者の意。

(2) 勅令とは昭和一三年勅令第三八二號恩給法施行令中改正ノ件附則第三、四條である、即

第三條 第三十一條ノ三ノ規定(a)ハ昭和十三年法律第五十六號(以下改正法律ト稱ス)附則第二條ノ規定ニ依リテ

増給セラルベキ扶助料中恩給法第七十五條第二項但書ニ規定スル加給ノ場合ニ該當スルガ爲増給セラルベキ扶助料ニ付之ヲ準用ス

(a) 前述改正第七五條説明(9)参照

第四條 改正法律附則第二條ノ規定ニ依リテ爲ス増加恩給又ハ扶助料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待タズシテ(a)之ヲ爲ス但シ恩給法第七十五條第二項ニ規定スル加給ノ場合ニ該當スル扶助料ノ増給ハ權利者ノ請求ヲ待チテ(b)之ヲ爲ス

(a) 權利者の請求を要しないから權利者は恩給法第五條の時効規定に關係なく何時でも更生證書を請求し得る、此のことは後掲昭和一三年閣令第三號更正及請求手續第一條にも規定してある、併し同閣令に依れば更正證書の交付を受けるには交付請求書の提出を要する。

(b) 遺族加給は公務員又は前扶助料權者の失權の時以後の遺族の身分關係の判る戸籍謄本なくしては計算し得ないから權利者から戸籍謄本を添附して請求するのを待つことにしたのである。

本條に依り更正すべき恩給中内閣恩給局長の管掌に屬するものの更正手續は昭和一三年閣令第三號第一條乃至第一〇條に規定せられてゐるが此の中第九條迄は次條に依る更正手續と共通であるから次條の説明中に掲げる。

第三條 (従前の傷病年金の更正)

補遺ノ三 附則第三條一

本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ左記下欄相當ノ増加恩給又ハ傷病年金ヲ給ス⁽¹⁾

現 症 狀 等 差	改 正 症 狀 等 差
傷病年金第一款	増加恩給第七項
傷病年金第二款	傷病年金第一款
傷病年金第三款	傷病年金第二款
傷病年金第四款	傷病年金第三款

(1) 本條は傷病年金の更正の規定で、前に別表第二號表及第三號表に關聯して述べた如く改正法は傷病年金の金額増額と同時に従來の傷病年金の概ね第一款症程度を増加恩給第七項に繰上げ概ね第二款症乃至第四款症程度を第一款症乃至第三款症に繰上げたから傷病年金は昭和一三年四月分以降は改正法律に依る多額の傷病年金又は増加恩給第七項に直して給するといふのである。

(2) 勅令とは昭和一三年勅令第三八二號恩給法施行令中改正ノ件附則第五條である、即

第五條 改正法律附則第三條ノ規定ニ依リ第七項ノ増加恩給ヲ給セラルベキ者ガ本令施行ノ際従前ノ第一款ノ傷病年金ト普通恩給トヲ併給セラルル者ナル場合ニ於テハ従前ノ傷病年金第一款ノ年額ヲ以テ増加恩給第七項ノ年額

トス(a)

(a) 第六五條ノ二第一項但書の改正規定の説明で述べた如く改正前の傷病年金の概ね第二款症乃至第四款症を第一款症乃至第三款症に繰上げ(施行令第二四條、第二四條ノ二、第三一條參照)別表第三號表の傷病年金は別表第二號表の増加恩給額の改正増額に隨伴して増額され且つ其の増額は従來増加恩給と之を併給する普通恩給との合計額と殆ど大抵の場合に普通恩給を伴はない傷病年金額との隔たりが餘りに大き過ぎたのを是正して此の隔たりを縮少する程度に迄増額したから傷病年金最高額即第一款の金額は却て増加恩給最低額即第七項の金額を超過することになつたのである、從て稀ではあるが傷病年金第一款受給者にして其の在職年數が普通恩給年限に達した者の場合には其の者は増加恩給第七項を受けるよりも傷病年金第一款を受ける方が却て有利となり第二款以下も割が良過ぎるから斯様な場合には第六五條ノ二第一項但書の改正規定は改正された別表第三號表の金額の七割五分即改正前の第一款宛下の款の金額と略同額の金額を傷病年金の年額として給することにしたのであつて更正も此の規定に依り行はれるから改正前の第二款症乃至第四款症の者即更正されても傷病年金を受ける者は更正前後の釣合がとれてゐるから別に規定を要しないが改正前に第一款で普通恩給を併受してゐて更正に依り増加恩給を受ける者に付ては本條の規定を要するのである、即普通恩給の併給なき第一款受給者は第七項の少額に更正しても普通恩給の新たな併給に依り有利となるが普通恩給の併給ある第一款受給者は更正に依り従來より少額の第七項を受けて却て不利となり釣合がとれぬから改正前の第一款の金額を其の儘増加恩給第七項の金額として給するといふのである。

本條に依る更正は後掲昭和一三年閣令第三號更正及請求手續第一條に規定する如く(2)の勅令第五條に規定するものを除くの外受給権者の請求を待たずして爲すのであるから右勅令第五條に規定する増加恩給第七項として従前の傷病年金第一款の額を請求する権利は本法施行の日より七年間に請求せぬと恩給法第五條の时效に罹るが他の傷病年金の請求に關しては右第五條の时效規定に關係なく何時でも更正證書を請求し得る、併し右閣令第五條に依れば更正證書の交付を受けるには交付請求書の提出を要すること附則第二條の場合と同様である。

〔例説〕 昭和八年法律第五〇號附則第七條但書に依り給する傷病年金第一款にして同年勅令第二三六號附則第三條に依り恩給給與の始期を定められたものを本條に依り第七項に更正する場合には右始期に拘らず特に昭和一三年四月一日より普通恩給及増加恩給第七項を給する。

以上附則第二條及第三條に依る更正に關する手續規定を左に掲げる。

昭和一三年六月一日閣令第三號

昭和十三年法律第五十六號附則第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ更正スベキ恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ更正手續及同法附則第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ新ニ給シ又ハ改定スベキ恩給ノ請求手續左ノ通定ム

昭和十三年六月一日

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿

昭和十三年法律第五十六號附則ニ依ル恩給更正及請求手續

第一條 昭和十三年法律第五十六號(以下改正法律ト稱ス)附則第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ増額スベキ増加恩給、傷病年金又ハ扶助料ニシテ昭和十三年三月三十一日以前ノ日附アル證書ニ依リ支給スルモノニ付テハ恩給法第七十五條第二項及昭和十三年勅令第三百八十二號(以下改正勅令ト稱ス)附則第五條ニ規定スルモノヲ除ク(a)ノ外受給権者ノ請求ヲ待タズ之ヲ更正シ其ノ更正年額ヲ表示シタル新證書ヲ發行ス

前項ノ新證書ヲ交付スル迄ハ更正年額ヲ表示シタル支給額票(別記第一號様式)ヲ貼附シタル従前ノ證書ニ依リ更正額ヲ支給ス

第二條 改正法律附則第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ増額スベキ増加恩給、傷病年金又ハ扶助料ニシテ昭和十三年四月一日以後裁定スベキモノニ付テハ更正年額及従前ノ年額ヲ表示シタル證書ヲ發行ス

第三條 支給額票ハ受給権者ノ請求ヲ待タズ内閣恩給局ニ於テ之ヲ調製シ貯金局ヲ經テ之ヲ受給権者ニ交付ス

第四條 第一條・新證書ハ貯金局ヲ經テ之ヲ受給権者ニ交付ス

第五條 第一條ノ新證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付請求書(別記第二號様式)ニ現住地ノ警察官署又ハ領事館ノ現住證明ヲ受ケ内閣恩給局ニ差出スベシ但シ現住地ニ警察官署又ハ領事館ナキトキハ町村役場又ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明ヲ受クベシ

受給権者ハ内閣恩給局又ハ支給郵便局ヨリ前項ノ交付請求書ノ用紙ヲ受クルコトヲ得

第六條 前條ノ交付請求書提出後住所ヲ變更シタルトキハ其ノ新住所地ノ警察官署若ハ領事館又ハ町村役場若ハ之ニ準ズベキモノノ現住證明書ヲ添ヘ速ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第七條 第一條ノ新證書ヲ發行シタルトキハ交付請求書ヲ差出シタル者ニ對シ貯金局ヲ經テ其ノ旨ヲ通知ス

受給権者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ従前ノ證書ニ新證書ノ受領證印ヲ爲シ之ト引換ニ新證書ノ交付ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ止ムコトヲ得ザル事由ニ因リ従前ノ證書ヲ提出スルコトヲ得ザルトキハ内閣恩給局ノ承認書ヲ以テ従前ノ證書ニ代フルコトヲ得

前項ノ承認書ヲ受ケントスル者ハ恩給證書ヲ提出スルコトヲ得ザル事由ヲ詳記シタル書面ヲ内閣恩給局ニ差出スベシ

補遺ノ三 附則第二、三條の更正一

第八條 支給額票ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ貯金局ヲ經テ内閣恩給局ニ其ノ再交付ヲ請求スベシ

第九條 昭和十三年三月三十一日以前ノ日附アル證書及之ニ貼附シタル支給額票ハ昭和十五年三月三十一日限り其ノ效力ヲ失フ

第十條 改正勅令附則第三條ニ依リテ準用セラレル同令第三十一條ノ三第一項第一號但書又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ遺族ノ員數ニ依ル加給ノ改定請求ヲ爲サントスル者ハ扶助料改定請求書(別記第三號様式)ニ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍謄本、前ニ加給セラレタル扶助料ノ證書及加給ヲ請求セントスル扶助料ノ證書ヲ添附シテ内閣恩給局長ニ差出スベシ

改正勅令附則第四條但書ノ規定ニ依リ遺族ノ員數ニ依ル加給部分ニ對スル更正ノ請求ヲ爲サントスル者ハ更正請求書(別記第四號様式)ニ公務員ノ死亡又ハ前扶助料權者ノ失權ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍謄本ヲ添附シテ内閣恩給局長ニ差出スベシ

第十一條 改正法律附則第三條及改正勅令附則第五條ノ規定ニ該當スル者ニハ受給權者ノ請求ヲ待タズ假ニ増加恩給第七項ノ年額ヲ表示シタル支給額票ヲ貼附シタル從前ノ證書ニ依リ増加恩給第七項ノ恩給額ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ支給ヲ受クル者改正勅令附則第五條ノ規定ニ依リ從前ノ傷病年金第一款ノ年額ヲ増加恩給第七項ノ年額トシテ受ケントスルトキハ更正請求書(別記第五號様式)ヲ内閣恩給局長ニ差出スベシ

(第十二條は改正法律附則第六、七條の請求に關するから附則第七條の説明中に掲出する)

第十三條 恩給ノ更正及請求ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

第一號様式

昭和十三年七月渡以降更正支給額票

現證書記號番號	
更正證書記號番號	
更正年額	円
同上一期額	円 銭
氏名	
生年月日	年 月 日

(内閣恩給局)

注意(一)本票ハ證書表面金額ノ上部ニ貼付スベシ
(二)更正額ニ對スル新證書ハ追テ交付スベキニ付其ノ際現證書ハ之ヲ還納スベシ

第二號様式

(裏面)

交付請求書

現證書記號番號	
更正證書記號番號	
氏名	
郵便局	
備考	

昭和十三年法律第五十六號附則ニ依ル更正證書及請求候也
現住所
受給者氏名印
右現住者タルコトヲ證明ス
昭和 年 月 日
警察()署 署長
警察官吏派出所長
町 村

(表面)

きがは便郵

東京市麹町區
丸ノ内和田倉門内
内閣恩給局
御 中

貼付ノコト
二錢切手

第三號様式

補遺ノ三 附則第二、三條の更正一五

扶助料改定請求書

第一ノ扶助料 (イ) 扶助料證書記號番號
證書ノ日附

第二ノ扶助料 (ハ) 扶助料年額
(イ) 扶助料證書記號番號
證書ノ日附
(ロ) 扶助料年額
(ハ) 扶助料年額

(第三ノ扶助料以下右ニ準ズ)
前記扶助料中第ノ扶助料ニ付遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲シ年額ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年 月 日
本籍地
現住所

請求者 第一ノ扶助料受給者 氏 名 印
請求者 第二ノ扶助料受給者 氏 名 印
(第三以下ノ扶助料受給者タル請求者ハ右ニ準ズ)

内閣恩給局長 氏 名 殿
改定扶助料ノ支給郵便局 ○○郵便局

第四號様式

更正請求書

一、扶助料證書記號番號
一、證書ノ日附
一、扶助料年額

昭和十三年法律第五十六號附則第二條ノ規定ニ依リ前記扶助料年額更正相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年 月 日

内閣恩給局長 氏 名 殿
支給郵便局 ○○郵便局

請求者 氏 名 印

第五號様式

更正請求書

一、傷病年金證書記號番號
一、傷病年金證書ノ日附
一、傷病年金年額
一、普通恩給證書記號番號
一、普通恩給證書ノ日附
一、普通恩給年額

補遺ノ三 附則第二、三條の更正一六

昭和十三年勅令第三百八十二號附則第五條ノ規定ニ依リ前記傷病年金年額更正相成度請求候也

本籍地
現住地

年 月 日

内閣恩給局長 氏 名 殿

請求者 氏

名 印

支給郵便局 ○○郵便局

(a) 恩給法第七五條第二項の遺族加給は公務員又は前扶助料権者の失権の時以後の遺族の身分關係の判る戸籍謄本なくしては計算し得ぬから権利者から戸籍謄本を添附して請求するのを待つことにしたこと前出恩給法施行令中改正勅令第四條の説明で述べた通りであり、改正勅令附則第五條の傷病年金は果して何人が普通恩給を併給せらるる者なりや否や調査困難である場合が多いから之も権利者の請求を俟て更正することとし請求ある迄は第一條規定の如く假に増加恩給第七項の恩給額を支給するのである。

第四條 (遺族加給に關する經過的規定)

本法施行ノ際恩給法第七五條第二項ノ規定(一)ニ依リ加給ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付テハ其ノ扶助料年額方改正後ノ同條第一項第二號乃至第四號及同條第二項ノ規定ニ依リ受クベキ扶助料年額ヨリ多キトキ(二)ハ其ノ加給期間ヲ經過スル迄改正規定ニ拘ラス仍從前ノ規定ニ依ル

(1) 本條は附則第二條に依り扶助料を更正する場合に關する特別規定で第七五條第二項ノ規定とは改正前の規定の意味である、改正前の第七五條は

第七五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰闘又戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額
 - 二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷疾疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額
 - 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セララル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額
- 前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及増加恩給ヲ併給セラル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料ノ年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

(2) 改正前の第七五條第二項の場合の扶助料は其の基礎になる普通恩給に對し

戰闘又は準戰公務の場合 $\frac{10}{10} \times 1.3 = 1.3$ 倍

普通公務の場合 $\frac{8}{10} \times 1.3 = 1.04$ 倍

増加恩給併給者の平死の場合 $\frac{5}{10} \times 1.3 = 0.65$ 倍

となるが改正規定では多くの場合之より多いが將官に付ては

戰闘又は準戰公務の場合 1.2倍

普通公務の場合 0.96倍

となり之に遺族三人の加給をしても夫々1.56倍、1.008倍に過ぎず改正前の三割加給の場合の方が扶助料年額が多額である、斯の如き場合には改正前の既得権を尊重するのが妥當であるから従前の公務員死亡の月の翌月より五年間の加給期間を経過する迄は従前の加給を爲し其の加給期間經過後改正規定に依る加給をした少い扶助料を給しようといふのが本條の規定である。

第五條 (昭和十三年六月一日以前に賑恤金傷病賜金給與事由發生の者に傷病年金を給する場合)

本法施行前賑恤金(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ト雖モ其ノ症狀傷病年金ヲ給スベキ症狀ニ該當スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

(1) 本條は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第七條と同趣の規定で改正前の賑恤金又は傷病賜金といふ一時金たる恩給でも昭和十三年勅令第三八二號恩給法施行令中改正ノ件第二四條ノ二の改正規定の傷病年金に該當する現在症狀であるならば——恩給法施行令第二四條ノ二の改正に依り傷病賜金から傷病年金に昇格する者が多い筈である——改正法施行の六月一日以後に於て勅令の定むる時期以後に傷病年金を給するといふ規定である、賑恤金に準ズルモノとは明治九年太政官達第九九號陸軍恩給令第一一條第四の傷病一時金、明治八年太政官達第一四八號海軍退隱令第三四條の一時賑恤金、明治八年太政官達第四八號陸軍武官傷病扶助及ヒ死亡ノ者祭榮竝ニ其家族扶助概則第一條第四項の一時扶助料等。

(2) 勅令とは昭和十三年勅令第三八二號恩給法施行令中改正ノ件附則第六條である、即

第六條

改正法律附則第五條ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ハ前ニ傷病賜金ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者ニ付テハ之ヲ生ジタル月ヨリ起算シ新ニ受クベキ恩給法別表第三號表ノ改正規定ノ傷病年金額ヲ以テ其ノ者ノ受ケタル傷病金額ヲ除シテ得タル數ニ相當スル年數ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ給セズ(a)
前項ノ年數ノ一年ニ滿タザル部分ハ之ヲ月ニ換算シ月ニ滿タザルモノハ之ヲ切捨ツ(b)

(a) 本條は昭和八年勅令第二三六號恩給法施行令中改正ノ件附則第三條(昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律第七條說明(4)に掲ぐ)と全く同趣の規定で、傷病年金を給するに方つては前に給した傷病賜金を假に傷病年金と同年額の年金に改めてみて其の給與期間と新に給する傷病年金の給與期間とが重複しては利得し過ぎると考へられるから重複せしめぬやうにした規定である。賑恤金は額も少いし年數も經てゐて重複する虞がないから之に付ては規定しなかつたのである。

(b) 前に受けた傷病賜金額を新に給すべき傷病年金額で除して得る整數が年數、小數點以下の數に12を乗じて得る整數が月數で月數の少數點以下は切捨てるといふ意味である。

本條に依る傷病年金の請求も恩給の請求であるから昭和十三年六月一日の給與事由發生の日より七年間に請求せぬと恩給法第五條に依り時効に罹る。但し時効に罹つた後でも第四六條ノ二第二項で請求すれば恩給審査會に付議し得る。

第六條 (陸海軍兵籍簿不登記等扶助料不給與の特別理由に拘らず扶助料を給する場合)

恩給法施行前ニ戦闘又ハ戦闘ニ準ズベキ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之方爲死亡シ又ハ此ノ種⁽²⁾ノ公務ニ因リ増加恩給(之ニ準ズルモノ⁽³⁾ヲ含ム)ヲ受ケタル軍人ノ寡婦、父母又ハ祖父母ニシテ軍人死亡ノ當時軍人ト同一戸籍内ニ在リタルモ軍人現役中陸海軍兵籍簿ニ登記セラレザリシ等⁽⁴⁾ノ特別事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者ニハ昭和十三年四月一日ヨリ之ニ扶助料ヲ給ス⁽¹⁾但シ其ノ軍人ノ遺族ニシテ同日ニ於テ現ニ扶助料ヲ受クル者アルトキハ當該扶助料権者失權シタル後恩給法ニ規定スル順位ニ依リ之ヲ給ス⁽⁵⁾

前項ニ規定スル者ト雖モ軍人死亡ノ當時ニ於テ前項ノ事由以外ノ事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者又ハ其ノ後ニ失權事由アリタル者ニハ扶助料ヲ給セス⁽⁶⁾

第一項ノ扶助料ニ付テハ昭和八年九月三十日以前ノ軍人ノ遺族ノ扶助料ニ關スル規定ニ依リ其ノ年額ヲ定ムルノ外恩給法ニ依リ之ヲ給ス⁽⁷⁾

第一項ノ扶助料ニ付テハ恩給法第五條ニ規定スル請求期間ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ起算ス

(1) 恩給法施行前即大正一二年九月三〇日以前は軍人の父母祖父母が扶助料を受けるには軍人現役中より引續き軍人と同一戸籍内に在るを要し更に軍人の寡婦ハ軍人現役中より引續き同一戸籍内に在りたることに外に兵籍簿に登記せられたるに非ざれば扶助料を受くるの資格がなかつた、之は恩給法施行直前の軍人恩給法第三五條の規定した所で

あり夫れ以前の軍人恩給法及軍人恩給法の前身たる陸軍恩給令海軍恩給令陸軍武官恩給令等に於ても種々の資格要件を規定し此の要件なくしては扶助料を給しなかつた、然るに恩給法に於ては第七二條に規定する如く單に公務員死亡の當時之と同一戸籍内に在るならば其の後第七六條の失格原因なき限り扶助料資格を有するのであつて恩給法施行前より要件が簡單になつたのである、而かも恩給法第八五條第一項は「本法施行前給與事由ノ生シタル：遺族扶助料：ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル」と規定したから恩給法施行前に右の特別事由に依り扶助料を受け得られなかつた者は軍人死亡當時同一戸籍内に在つたとしても恩給法施行後も依然として扶助料を受け得なかつたのである。之に類することは官吏及教育職員の寡婦に付ても存したのである(第八五條(1)ニ、参照)が今回は等の中特に戦闘又は準戦公務が原因で増加恩給を受け又は死亡した軍人の寡婦父母祖父母に限り國家に對する特別の功勞を認めて優遇し恩給法を適用したと同様な効果を與へ同法の簡單な要件さへ備へてゐれば扶助料を給することになつたのが本條の立法理由である。但し給與は恩給法第一〇三條及昭和八年法律第五〇號附則第一五條第一項と類し將來に向つて給することにした。

軍人恩給法に於ける「戦闘ニ準ズベキ公務」の意義に關しては、軍人恩給法第二七條ノ二に「第十條、第十四條及前條ノ戦闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル」(本條は大正六年法律第六號で追加したものである)とあり右勅令とは大正六年勅令第二四一號(翌七年一月一日より施行)戦闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷疾ニ關スル件であつて恩給法施行令第二三條第一號乃至第四號と同様であり唯傷疾疾病の代りに傷疾となつてゐる。

(2) 此ノ種ノ公務とは戦闘又は戦闘に準すべき公務の意である。

(3) 増加恩給に準ずるものとは増加恩給の前身たる恩給の名稱であつて

(イ) 傷痍扶助料(明治八年太政官達第四八號陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ後祭養並ニ其家族扶助概則)

(ロ) 帶傷扶助料(明治八年太政官達第一四八號海軍退隱令)

(ハ) 恩給(明治九年太政官達第九九號陸軍武官恩給令)

(ニ) 負傷増加恩給(明治一六年太政官達第三七號陸軍恩給令及同年太政官達第三八號海軍恩給令)

である、明治一三年法律第四五號軍人恩給法以後は増加恩給の名稱を用ふることになつた。

(4) 「軍人現役中陸海軍兵籍簿ニ登記セラレザリシ」ことは特別理由の一つである、特別理由になる要件の全部を左に列挙する。

(イ) 明治八年太政官達第四八號陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭養並ニ其家族扶助概則

第八條

此扶助料ハ死亡セシ者戸主ナレハ其父母妻子ノ内ヘ戸主ニアラスシテ妻子アル者ハ其妻子ノ内ヘ年々表面ノ金員ヲ給ス但シ戸主ト戸主ニアラサルトヲ論セス妻子ニ給スルモノハ其妻再嫁スレハ之ヲ其ノ子ニ給シ其子男子ナレハ滿十七歳迄(滿十七歳以下ト雖モ人ノ養子トナレハ止ム)女子ナレハ滿十八歳迄ノ間(滿十八歳以下ト雖モ婚嫁スレハ止ム)給スヘシ

第十五條

家族扶助ハ第八條ノ如ク死亡スル者ノ父母妻子ニ限ルト雖トモ祖父母或ハ幼少ノ弟妹在テ其者ニ依テ生活シ外ニ之ヲ養育スヘキ親戚モナク飢渴ニ及フヘキ者ハ府縣廳ニ於テ事實取組シ陸軍省ヘ届出ヘシ同省上申ノ上臨時ノ詮議ヲ以テ相當ノ扶助料ヲ給スル事アルヘシ

(ロ) 明治八年太政官達第二四八號海軍退隱令

第三十一條

死亡スル者父母或ハ十七歳未滿ノ弟十八歳未滿ノ妹アリ此者ニ依テ生活シ外ニ養育スヘキ親戚ナク飢渴ニ及フヘキ者ハ

府縣廳審査シテ海軍省ヘ届出ヘシ同省上申ノ上或ハ臨時ノ詮議ヲ以テ相當ノ扶助料ヲ給スヘシ

(ハ) 明治九年太政官達第九九號陸軍武官恩給令

第十四條

恩給ヲ受クヘキ夫ノ死後ニ於テ其夫ノ官階ニ屬セル停年恩給最上限ノ四分ノ一ニ均シキ給額ヲ生涯受クルノ權ヲ有スル寡婦ハ次ノ如シ

第一 其夫既ニ恩給ヲ受ケテ死シ後ニ遺レル寡婦

第二 其夫未タ之ヲ受ケスト雖モ受クヘキ權ヲ有シテ死シ後ニ遺レル寡婦

總テ寡婦ハ陸軍卿ノ許可ヲ受ケ合式ノ婚配ヲ行ヒ其夫ノ現役ヲ去ルノ前即チ陸軍停給ヲ離ルル時ヨリ一箇年以前ニ嫁シタル者タルヘシ但戰死或ハ傷痍ノ原因ニ由テ死ニ至ル軍人ノ寡婦ハ嫁時ノ年月ニ關セス死傷前ニ婚配セルモノタルヘシ然レトモ其夫致仕ノ以前ニ前時ノ配偶若クハ此配偶ヨリ生レタル兒子アレハ嫁時ノ年月ヲ查確スルニ及ハス

(ニ) 明治一六年太政官達第三七號陸軍恩給令

第二十四條

寡婦ハ陸軍簿籍ニ登記セシ者ニシテ其夫ノ現役ヲ去ルノ時ヨリ一箇年以前ニ嫁シタル者ニ限ルヘシ但前妻若クハ現時ノ妻ニ生レタル兒子アレハ嫁時年月ノ查覆ヲ要セス又戰死或ハ傷痍疾病ニ原因シテ死シタル軍人ノ寡婦ハ嫁時ノ年月ニ關セス負傷又ハ發病前ニ婚配セルモノニ限ル

第二十九條

軍人死歿シ扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒ナク又ハ扶助料ヲ受クル寡婦再嫁若クハ復籍シテ孤兒ナク尙ホ從來死者ニ依リテ生活セル父母又ハ祖父母アリテ他ニ之ヲ奉養スルノ子孫ナキトキハ其情狀ニ依リ寡婦ニ相當セル扶助料三分ノ二ヲ終身給スルコトアル可シ

其扶助料ハ父母祖父母共ニ存在スル時ハ先ツ之ヲ父ニ給シ其父死歿若クハ權利消絶スルコトアレハ轉シテ之母ニ給ス以下其母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ順次此例ニ依リ之ヲ轉給スヘシ但父及ヒ祖父ハ年齡五十歳以上其未滿ハ癡疾又ハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者又母及祖母ハ夫ナキモノニシテ且執レモ軍人死歿ノ際年齡五十歳以上ニシテ其戸籍ニ在ル者ニ限ル

(ホ) 明治一六年太政官達第三八號海軍恩給令

第二十五條 寡婦ハ海軍簿籍ニ登記セシ者ニシテ其夫ノ現役ヲ去ルノ時ヨリ一箇年以前ニ嫁シタル者ニ限ル可シ但シ前妻若クハ現時ノ妻ニ生レタル兒子アレハ嫁時年月ノ查覈ヲ要セス又戦死或ハ傷疾疾病ニ原因シテ死シタル軍人ノ寡婦ハ嫁時ノ年月ニ關セス負傷又ハ發病前ニ婚配セシ者ニ限ル

第三十條 軍人死歿シ扶助料ヲ受ク可キ寡婦孤兒ナク又ハ扶助料ヲ受クル寡婦再嫁若クハ復籍シテ孤兒ナク尙ホ從來死者ニ依リテ生活セル父母又ハ祖父母アリテ他ニ之ヲ奉養スルノ子孫ナキ時ハ其情狀ニ依リ終身寡婦ニ相當セル扶助料三分ノ二ヲ給スルコトアル可シ

其扶助料ハ父母祖父母共ニ存在スル時ハ先ツ之ヲ父ニ給シ其父死歿若クハ權利消絶スルコトアレハ轉シテ之ヲ母ニ給ス以下其母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ靜次此例ニ依リ之ヲ轉給ス可シ但父及ヒ祖父ハ年齡五十歳以上其未滿ハ廢疾及ヒ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者又母及祖母ハ夫ナキ者ニシテ其執レモ軍人死歿ノ際年齡五十歳以上ニシテ其戶籍ニ在ル者ニ限ル

(ハ) 明治二三年法律第四五號軍人恩給法

第三十五條 第二十七條乃至第三十四條ヲ適用スベキ軍人ノ寡婦父母祖父母及兄弟姉妹ハ其軍人現役中陸海軍兵籍簿ニ登記シタル者ニ限ル

(ト) 明治三七年法律第一九號軍人恩給法中改正法律

第三十五條 第二十七條乃至第三十四條ヲ適用スベキ軍人ノ寡婦父母祖父母及兄弟姉妹ハ其軍人現役中ヨリ引續キ同一戶籍内ニ在ル者ニ限リ寡婦ハ尙海陸兵籍簿ニ登記シタル者ニ限ル

(5) 順位とは第七三條の順位である。

(6) 前に(1)に述べた通本條は恩給法施行前の扶助料資格要件中特別要件を緩和して施行前後の要件を略同じにする

のが眼目であるから恩給法施行前の一般要件よりも緩和したり恩給法施行前又は後の失權原因に該當したやうな者迄扶助料を給することはしないといふのが第二項の趣旨である(軍人恩給法第二九條(第二一條―一四頁)恩給法第八〇條第九條参照)

(7) 第三項は昭和八年一〇月の恩給法改正前後により恩給年限が異り従て扶助料年額の計算も異つてくるから恩給法第一〇〇條第一項式に恩給法施行前の規定に依り恩給年限を計算しそれに依り扶助料年額を定めることとし其の他のことは昭和一三年四月からの給與であるから恩給法に依るといふのである(昭和一三年法律第五六號恩給法中改正法律に依り改正せられた恩給法に依るのであつて従て扶助料年額は改正せられた第七五條第一項第二號又は第四號及第二項に依り計算する、戦間又は準戦公務に因り増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けた軍人が其の戦間又は準戦公務の爲死亡した場合には第二號、普通死亡の場合には第四號に依り扶助料年額を計算する)。

本條の扶助料の請求手續に付ては次條の恩給の請求手續と同じ條文に規定してあるから便宜次條の説明中に掲げる。

第七條 (北海道廳森林監守勤續年月數の通算)

北海道廳森林監守ヨリ引續キ同廳森林主事ト爲リ恩給法施行後退職シタル者ニハ其ノ在職年ニ森林監守ノ勤續年月數ヲ通算シ昭和十三年四月一日ヨリ其ノ者ノ受タル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス(1)

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル扶助料ニ付之ヲ準用ス。

前二項ノ場合ニ於テハ恩給法第五條ニ規定スル請求期間ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ起算ス。

(1) 北海道廳森林監守は明治三〇年四月一九日勅令第一〇二號北海道廳森林監守規程を以て設置せられ判任官の待遇を受け官林保護に従事するものであつたが大正七年七月九日勅令第二七八號は大正六年二月一日勅令第二二二號拓殖及森林事務ニ従事セシムル爲北海道廳ニ臨時職員増置等ノ件中之改正して判任たる森林主事を設置し同時に北海道廳森林監守規程を廢止し「本令施行ノ際現ニ北海道廳森林監守ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルキハ同額ノ俸給ヲ以テ北海道廳森林主事ニ任セラレタルモノトス」と規定した、而して同令第四條に依れば森林主事は上官の指揮を受け營林及林野保護の事務に従事するものであるから森林監守の職より森林主事に任ぜられた者は右勅令公布前後の官職に依り實質上何等異なる所がないものと謂ふべく且又明治三〇年四月勅令第一三三號に依り設置せられた判任待遇たる北海道廳事業手が待遇職員として恩給法施行令第一一條に規定せられた權衡上よりするも少くとも本條の如き場合には之を文官たる森林主事として在職したものと看做し恩給法上公務員として其の在職年の通算を認めるのを妥當としたのである。

給與は恩給法第一〇三條と同様退職の時に遡及せしめず昭和一三年四月一日より給することにした、兩官職の勤績と恩給法施行後退職したことを要件としたのは之を要件とせざる時は兩官職は一は待遇官であり他は文官であるから第九〇條に對し餘りに權衡を失するからである。「年金タル恩給」とは普通恩給を指す。

森林監守の勤績年月數を合し始めて權利發生當時の恩給法の規定に依る普通恩給年限に達するならば前に普通恩給を給し前に普通恩給を受けてゐてそれに森林監守在職年月數を通算して年數を増加するならば前の普通恩給を改定するのである。通算すべき在職は森林主事在職のみに限らず之と通算し得べき他の在職をも含んで通算して差支ないのである。例へば森林主事を在職八年七ヶ月にして恩給法施行後退職し其の後待遇職員となり五年四ヶ月にして退職した者本條に依り森林主事の前に引續く五年一ヶ月を通算されれば在職一九年の待遇職員普通恩給を新に受ける。

(2) 扶助料に準用するとは假に公務員が生存してゐたとしたら第一項に依り新に普通恩給を給せられるものならば新に扶助料を給し普通恩給を改定せられるものならば扶助料を改定するといふ意である。

(3) 改正法施行は六月一日なるに四月一日より起算するのは附則第六條第四項と同様特別の規定である。

前條に依る扶助料及本條に依る普通恩給又は扶助料の請求の手續に付ては昭和一三年閣令第三號昭和十三年法律第五十六號附則ニ依ル恩給更正及請求手續第一二條に規定されてゐる、即

第十二條 改正法律附則第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ新ニ恩給ヲ給シ又ハ改定スベキ場合ニ於テハ受給權者ノ請求ヲ待チテ之ヲ更正ス

改正法律附則第六條ノ規定ニ依リ扶助料ノ請求ヲ爲ス者ハ恩給給與規則第六條乃至第八條ノ規定ニ依ルノ外陸軍大臣又ハ海軍大臣ヲ經テ其ノ請求書ヲ内閣恩給局長ニ差出スベシ

改正法律附則第七條ノ規定ニ依リ恩給ノ請求ヲ爲ス者ハ恩給給與規則第一條及第二條又ハ第六條乃至第八條ノ規定ニ依ルノ外北海道廳長官ヲ經テ恩給ノ請求書又ハ改定請求書(別記第六號様式)ヲ内閣恩給局長ニ差出スベシ

補遺ノ三 附則第六、七條の請求一

第十三條 恩給ノ更正及請求ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ヲ準用ス
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)
第六號様式

改定請求書

- 一、公務員退職年月日
- 一、證書記號番號
- 一、證書ノ日附
- 一、普通恩給又ハ扶助料年額

昭和十三年法律第五十六號附則第七條ノ規定ニ依リ前記普通恩給扶助料年額改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所

請求者 氏

名 印

年 月 日
内閣恩給局長 氏 名 殿
支給郵便局 ○○郵便局

以上昭和一三年法律第五十六號恩給法中改正法律の解説中に同法に隨伴して公布せられた昭和一三年勅令第三八二號

恩給法施行令中改正ノ件の改正條文も大部分引用解説したが尙引用箇所がない爲引用洩れとなつた條文があるから左に掲げる。

恩給法施行令中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ(恩給法第九條ノ二に關する規定)

恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ第一項ニ規定スル事項ノ外遺族ノ員數ヲ調査ス

第一條ノ二第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム(同上)

一 前條第一項又ハ第三項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ在リテハ戸籍抄本、扶助料權者ニ在リテハ戸籍謄本

第三條第一號中「實業補習學校」ヲ「青年學校」ニ改ム(恩給法第一二條に關する規定)

同條第四號中「(南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ)」ヲ削ル(同上)

同條ニ左ノ一號ヲ加フ(同上)

七 在滿學校組合待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者及其ノ遺族ノ恩給ハ大使之ヲ裁定ス

次に右恩給法の改正に隨伴して昭和一三年勅令第三八三號恩給給與規則中改正ノ件を以て恩給給與規則中に改正を加へられたから左に掲げる。

恩給給與規則中左ノ通改正ス

補遺ノ三 其の他の恩給法施行令中改正

第十一條ノ二 恩給法第七十五條第二項及恩給法施行令第三十一條ノ三ノ規定ニ依リ遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ受クル

扶助料權者ハ遺族ノ員數ノ増減ニ因リ加給スヘキ額ニ増減ヲ生シタル場合ニ於テハ扶助料改定請求書ニ改定ヲ受ク

ヘキ扶助料證書及戶籍謄本(遺族ノ員數ノ増減ヲ明瞭ニシ得ルモノ)ヲ添附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

恩給法第七十五條第二項及恩給法施行令第三十一條ノ三第一項第一號但書又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ遺族ノ員數

ニ依ル加給ノ改定ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ扶助料改定請求書ニ前ニ加給セラレタル扶助料ノ證書及加給ヲ請求セ

ムトスル扶助料ノ證書及戶籍謄本(遺族ノ員數ノ増減ヲ明瞭ニシ得ルモノ)ヲ添附シ裁定官廳ニ之ヲ差出スヘシ

附則

本令ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙矢張り恩給法の改正に伴ひ昭和一三年閣令第二號を以て恩給給與細則中に改正が加へられたから左に掲げる、これは本書の「恩給請求手續問答」又は「恩給裁定官廳、經由廳、支給廳等の恩給關係手續」中に加へらるべきものである。

閣令第二號

大正十二年閣令第七號國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則中左ノ通改正ス

昭和十三年六月一日

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿

別紙様式中左ノ通改正ス

第五號書式ノ二

扶助料改定請求書

一、扶助料證書記號番號

一、證書ノ日附

一、扶助料年額

前記扶助料受給中ノ處遺族員數増加減少致候ニ付年額ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年月日

本籍地

現住所

請求者 氏

名印

内閣恩給局長 氏

名殿

支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

補遺ノ三 恩給給與細則中改正一

第五號書式ノ三

扶助料改定請求書

第一ノ扶助料 (イ) 扶助料證書記號番號

(ロ) 證書ノ日附

(ハ) 扶助料年額

第二ノ扶助料 (イ) 扶助料證書記號番號

(ロ) 證書ノ日附

(ハ) 扶助料年額

(第三ノ扶助料以下右ニ準ス)

前記扶助料中第一ノ扶助料ニ付遺族ノ員數ニ依ル加給ヲ爲シ年額ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年月日

本籍地

現住所

請求者 第一ノ扶助料受給者 氏

名印

現住所

請求者 第二ノ扶助料受給者 氏

名印

(第三以下ノ扶助料受給者タル請求者ハ右ニ準ス)

内閣恩給局長 氏

名殿

改定扶助料ノ支給郵便局 ○○郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

九七

一號を新設して第三二條第一項第一號の者と同様其の特殊な戦務に服した期間の一ヶ月に付三ヶ月を加算することとし附則に依り支那事變の初めに遡り昭和二年七月七日から適用することにしたのである。

本條の改正に關聯し昭和四年五月一日施行勅令第二九〇號恩給法施行令中改正ノ件を以て左の如く改正された、之も同勅令附則を以て昭和二年七月七日より適用される。

第十二條第三項中「第一項第二號」ヲ「第一項第三號」ニ、「前二項」ヲ「第一項及第二項」ニ、同條第四項中「前三項」ヲ「前四項」ニ改メ同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依り従軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

- 一 航空基地タル期間ノ開始後航空基地ニ到リタル者ニ付テハ其ノ地ニ到着シタル月ヨリ加算ス
- 二 航空基地タル期間内ニ航空基地ヲ離レタル者ニ付テハ其ノ地ヲ離レタル月迄加算ス

第五十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前五項ニ規定スル納金ハ戰時又ハ事變ニ際シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除スルコトヲ得⁽¹⁾

(1) 戰時事變の際には戦地に在る軍人等から納金を徴収するのは經理技術上困難であるから一定の制限の下に納金を免除し得ることとしたのである。

(2) 恩給法施行令(昭和一四年勅令第二九〇號)第二四條ノ九の新規定である。

第二十四條ノ十ヲ第二十四條ノ十一トシ第二十四條ノ九ヲ第二十四條ノ十トス

第二十四條ノ九

陸軍戰時給與規則第六條第一項若ハ第二項(a)又ハ海軍戰時給與規則第二條第一項(b)ノ規定ニ依リ給與ヲ受クル者ニハ恩給法第五十九條第六項ノ規定ニ依リ同條ノ納金ヲ免除ス但シ全ク戦地外ニ在ル月ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(c)

(a) 陸軍戰時給與規則

第六條

戰地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マテ准士官以上軍屬ニハ俸給十分ノ五(下官又ハ准士官ニシテ月額四十二圓五十錢ニ滿テサル者ハ四十二圓五十錢)、下士以下ニハ給料十分ノ六ヲ増給ス但シ内地途中ニ在ル者ノ増給ハ准士官以上軍屬ニ在リテハ五分ノ一、下士官以下ニ在リテハ四分ノ一ニ減スルコトヲ得

戰地ニ在ル者ハ戰地トナリタル日ヨリ給與停止ノ前日マテ前項ニ依ル(第三項以下略)

(b) 海軍戰時給與規則

第二條

軍人軍屬ニシテ戰地ニ在ル者又ハ派遣セララルル者並戰地ニ在ラサルモ特別ノ命令ニ依リ對敵ノ行動ヲ取ル者ニハ左ノ區別ニ依リ増俸ヲ給ス

- 一 准士官以上及候補生ニハ俸給上級職務心得加 五分ノ二
- 二 【下士卒】ニハ俸給上級職務心得加 四分ノ二
- 三 文官ニハ俸給五分ノ二
- 四 雇員傭人ニハ給料四分ノ二(第二項略ス)

(c) 月の一日から末日迄全月戦地外にゐた月は俸給給料が戦地外で支拂はれるから納金を免除せぬ。

(d) 戦地に在る者でも次の如く戦地外で俸給料の支拂を受ける者はその戦地外支拂の俸給の全部又は一部に付ては免除されぬ。

昭和一四年閣令第九號（同年五月一日施行）

支那事變ニ關シ戦地ニ出張中ノ者、出征中俸給又ハ給料ノ留守宅渡ヲ受クル者等戦地ニ在ルモ戦地外ニ於テ俸給又ハ給料ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受クル者ニ付テハ其ノ戦地外ニ於テ支拂ヲ受クル俸給又ハ給料ニ對スル納金ヲ免除セズ

附則

本法ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條ノ改正規定ハ昭和十二年七月七日ヨリ之ヲ適用ス

恩給金庫法 並附屬法令及解説

恩給金庫法は昭和一三年法律第五六號恩給法中改正法律（同年四月一日公布六月一日施行）第一一條の改正規定と歩調を揃へて同年四月一日に公布せられ（同年五月二日施行）恩給法第一一條の恩給の擔保禁止の原則又勳章年金の性質上の擔保禁止の原則に對する例外として特に公益的法人たる恩給金庫を設け恩給金庫に限り恩給年金を擔保とする貸付を認める法律である。

先づ從來擔保を禁止してゐたのに何故に恩給金庫を設けて例外を認めるに至つたかの経緯を述べ次に法令に簡單なる註解を加へる。

勳章年金は謂ふ迄もなく有難い榮典として受給者の一身に專屬する給與であり、恩給も權とは謂へ本質に於ては矢張り受給者の一身に專屬せしめて始めて給與の目的を達する一種の恩典である。然るに受給者の多くは俸給を離れて恩給年金を唯一の又は主要なる収入とする者在官在職中の如き生活上の餘裕乃至弾力性のないのが通常であるから家族に病人を生じたり娘を結婚させたり一朝不時の支出を餘儀なくされる場合には所謂背に腹は代へられずで遂々之を引當として金融を策するに至る、之は禁を破るもので貸す方も借りる方も悪いと云つて了へばそれ迄であるが兎も角人情の趨く所斯の如き事實の世間に餘りに多く存在するといふことは認めざるを得ない所で金融者の多くは生活の

窮迫から藁をも掴む氣持の受給者の弱點に乘じ兎角高利を逐ふ傾向が著しいのであつて加之利子を天引したり追貸に際して多額の手數料を徴したり又受給者死亡等の場合の損失に備へて殆ど例外なく受給者に生命保険を附し其の保険料の立替金に對しても法外の利子を取るなどは彼は細かに計算するときは仲々の額に達する次第であつて一千圓の申込で手取金が六百圓内外になつて了ふことも珍らしくない。それに金融者は恩給年金の支給金を受取るに付ても用意周到であつて債權を確保する爲に恩給年金の代理受領の委任状を受給者から取り債務完済迄は此の委任を解除せざる旨の特約を結ぶのを例とし郵便局等の支給廳から支給を受ける際には委任状を提出し又は受給者の印鑑を濫用して受給者本人の如く装ふのである、斯の如く一定期間委任解除を禁ずる特約に對しては古くから大審院の判例は事實上擔保の實を擧げる脱法行爲であるとして無効と認め恩給證書年金證書は受給者に返還すべきものとしてゐたのである、併し郵便局等支給廳としては單なる支給金受領行爲の代理は受給者本人の家族の代理受領と同様に觀るの外なく果して裏面に一定期間委任解除を爲さざる特約ありや否や一々審査するを得ないからどしどし支拂ふのである。生活費に迫られる受給者としては追借に追借を重ねて利子は嵩むのみで何時迄も債權者の云ふが儘に辨濟することが出来ぬようになり證書の返還を訴求する者も生ずることになるが裁判上では前述の判例に従ひ勝訴となつても實は金融者は自衛上又は資金運轉の關係上他の金融業者に債權と共に證書を轉賣することが多い爲に證書の差押は殆ど總ての場合に執行不能に終るのであつて受給者は長きは一〇年二〇年も自分の證書に接せず果して何處に輾轉してゐるのかさへ知らぬ悲惨な境遇に陥り證書は恰も有價證券の如く一身非專屬に情し去り恩給給與の目的は全然破壊し盡されるに至ることが多いのである。乍併受給者の中にも貧乏程強きは無しとの俚諺を實行に移し貸付を受けて後間もなく代理受領

委任を解除し恩給の支給の差止を申請し以て借金の踏倒しを策し却て金融業者をして顔色なかしむる強か者も無いではない。

以上の如くであるから非は金融業者の側にのみ在るにあらず受給者側にも無いとは云へぬのであるが恩給金融に隨伴する種々の弊害を除去し恩給給與の目的を達成するには之を給與する者の側に於て之を保護する施設を講ずることが最も望ましいのである。殊に從來世間に行はれて居る恩給年金に對する金融は生命保険を附し得る比較的安全な受給者のみ選擇して行はれ之を附し得ぬ併し最救済を要する傷病者老幼者に對しては危険率が多い爲に利に走る金融業者は金融を拒んでゐる實狀に在り甚だ遺憾に堪へぬから此の點からしても此の保護施設は益々必要である。仍て如何なる施設が此の使命を果すに最適當であるかといふことになるが、それには恩給年金給與者自ら資金を具へて金融を行ふのが本筋であるかも知れぬが、何分莫大な資金を要し之を用意するには財政上の都合もあり自ら全部を出資するに適しない、さればとて既設の銀行會社等の金融機關を此の施設に充當することは非營利的使命と抵觸する虞があるので結局恩給金庫なる民間施設を作つて貸付資金の民間からの吸收に便し政府は一部分を出資して金庫に信用を附與しつつ嚴重に監督し政府自ら運営すると同様の効果を擧げようといふことになつた次第である。從來行はれた金融に伴ふ弊害を是正するに止まらず新に傷病者老幼者に對しても救済の手を差延べることになつた點は恩給金庫の一半の使命として特に強調するを要する所であつて恩給金庫は昭和一二年に議會に提出した案では一月に設立の豫定になつてゐたのを特に昭和一三年の案では六月中に設立することになつたのも支那事變に因る傷病者及遺族を速かに救護し此の一半の使命の一部を遂行せんが爲である。所が傷病者老幼者に對して金融をするといふことは債權の回收

不能を來す危険率が多いことであるから是等の者にも低利の金融をするには同時に比較的危険率の少い青壯年者にして金融を乞ふ者を悉く一手に引受け全體を平均して金融をする以外に途はない。故に恩給金庫法は他の金融機關を全然排除して恩給金庫にのみ獨占的に擔保を認めて他の金融業者が危険率の少い有利な者を選び喰ひし残つた危険率の多い不利な者が恩給金庫に集集するが如きことのないやうにしたのである。されば恩給金庫法と同時に公布された前述恩給法中改正法律第一一條第一項及第二項は

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ裁定官廳ハ支給廳ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘン
と規定した次第である。

恩給金庫は恩給法に依る恩給及年金の外之と略同じ性質を有する恩給法以外の法令に依る恩給例へば府縣の隱退料、市條例に依る退隱料等に對しても之を引當として金融をすることを許される。是等の恩給退隱料をも合計するときは受給者總數約五〇餘萬人恩給年金總額二億數千萬圓に達する。

世人或は恩給金庫を目して特殊階級に對する特別施設であると謂ふやも計り難いが今や一般庶民に對する金融機關として庶民金庫も設置されてゐる次第であり殊に恩給受給者も其の大部分は庶民の一部であるといふことも出来るが故に恩給金庫も廣い意味での庶民金庫であるといへるのであるから兩者は併行して發展すべき筋合のものであらう

恩給金庫法（昭和一三年法律第五七號）

第一章 總則

第一條 恩給金庫ハ法人トス

(1) 恩給金庫設置の理由は前述の如くであるから民法商法に依る營利法人一般の會社として設立することを避けたのであるがさればとて祭祀、宗教、慈善、學術、技藝等公益のみを目的として營利を全然なさざる法人でもなく公益を主たる目的としつつ多少の配當も營利行爲も行ふのであるから結局民法第三三條に所謂「其他ノ法律」として恩給金庫法を作り公益的法人と解すべき特殊の法人として恩給金庫を設けたのである。

第二條 恩給金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置シ又ハ官廳其ノ他ノ機關ニ其ノ業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得

- (1) 本店所在地は東京市京橋區新川一丁目五番地。
- (2) 大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、臺北、京城、大連の各支店と東京市四谷、横濱、小倉、鹿兒島、小樽、臺南、金澤の各出張所。
- (3) 郵便局、銀行、組合の如きもの。業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部であるから例へば申込や支拂の取次の如きであつて金庫と別張所。

個の經理になるやうな業務を委託するを許さない、之を許せば金庫の業務の獨占性は失はれるからである。

第三條 恩給金庫ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬圓ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ五百萬圓ヲ限リ(1)恩給金庫ニ出資スベシ

(1) 恩給金庫の資本金は設立當時三〇萬圓の内二九萬圓は國庫、宮内省、官業共済組合(海軍共済組合、國有鐵道共済組合、陸軍共済組合、逓信共済組合、内閣印刷局共済組合、造幣局共済組合、專賣局共済組合)、社會事業團體(恩賜財團慶福會、財團法人浴風會、財團法人兒童愛護會、財團法人啓成社)、帝國軍人後援會、陸軍義濟會、海軍義濟會及生保證券株式會社に於て引受け一般公募は一萬圓を充てたのみである、之は金庫の性質上なるべく金庫と事業上關係の深い者確實にして出資の纏まつた異動の少い者を標準とした爲である。

(2) 五百萬圓ヲ限リとは五百萬圓以内の意。

第四條 恩給金庫ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

(1) 恩給金庫法施行令(昭和十三年六月二十八日公布及施行勅令第四四三號)

第一章 出資證券

第一條 恩給金庫ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ理事長之ニ記名捺印スベシ

一 恩給金庫ノ名稱

二 恩給金庫成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資一口ノ金額

五 出資一口ニ付拂込ミタル金額

第二回以後ノ出資拂込ヲ爲サシメタルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

第二條 出資證券ハ記名式トス

第三條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ恩給金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四條 恩給金庫ハ出資者原簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 出資者ノ氏名及住所

二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號

三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日

四 各出資證券ノ取得ノ年月日

第五條 恩給金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ恩給金庫ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 出資者ハ恩給金庫ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

(2) 金庫の性質上なるべく出資者の異動を避ける趣旨である。

第七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ恩給金庫ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者

ガ拂込ヲ爲サザル場合ニ於テ持分ノ讓渡ヲ恩給金庫ノ原簿ニ登録シタル後二年ヲ超エザル讓渡人アルトキハ恩給金庫ハ之ニ對シ期限ヲ定メ拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人ハ其ノ

持分ヲ取得ス

前項ノ規定ニ依ル出資者及讓渡人ノ拂込ナキトキハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ該持分ヲ賣却ノスルコトヲ得
賣却ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザルトキハ從前ノ出資者ヲシテ其ノ不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得其ノ
者ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ前項ノ讓渡人ニ對シテモ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ恩給金庫ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

(1) 賣却の外任意賣却を含む。

第八條 恩給金庫ハ定款のヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 恩給債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

(1) 恩給金庫定款は昭和一三年五月一二日内閣總理大臣及大藏大臣の認可を経て定められた、其の規定の中注目すべきものを左に掲げる。

恩給金庫定款

第四條 本金庫ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第九條 本金庫ノ第一回出資拂込金額ハ一口ニ付金二十圓トシ第二回以後ノ出資拂込ハ理事長ノ定ムル期日及方法ニ依リ之ヲ爲スベキモノトス

第十三條 出資者ハ本金庫ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ズ持分ノ讓渡ハ出資證券ノ名義書換ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 理事長ハ本金庫ノ職員ヲ任免ス

第三十四條 借入ノ申出アリタルトキハ本金庫ハ恩給又ハ年金ノ種類、借入申出人ノ年齢及健康狀態並ニ資金ノ用途等ヲ參酌シ貸付ノ諾否、其ノ金額及條件ヲ定ムルモノトス

第三十六條 本金庫ハ先ヅ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ノ支給金ヲ以テ貸付金ノ元利ニ充當スベシ

前項ノ規定ニ依リ充當シタル後未回収ノ分アル場合ニ於テ債務者ニ他ニ相當ノ財産有ルトキハ之ヨリモ償還ヲ受クルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ルモ尙回収スルコト能ハズト認メタルトキハ本金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄スルコトヲ得

第三十八條 恩給又ハ年金ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲サントスルトキハ本金庫ハ借入申出人ノ健康狀態等貸付條件ヲ定ムルニ必要ナル事項ヲ調査スルコトヲ得

前項ノ調査ヲ爲ス爲特ニ費用ヲ要シタルトキハ其ノ費用ノ一部ヲ徵收スルコトアルベシ

第四十條 業務ノ執行ニ關スル諸規則ハ理事長之ヲ定ム

恩給金庫法一九

第六十二條 本金庫ノ休業日ハ祭日、祝日、日曜日其ノ他本金庫事務所所在地ニ行ハルル一般ノ休日トシ必要アル場合ニ於テハ豫メ公告ノ上臨時休業ヲ爲スコトアルベシ

第九條 恩給金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

(1) 恩給金庫法施行令

第四章 登記

第二十五條 恩給金庫ハ其ノ成立ノ日ヨリ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 成立ノ年月日
- 五 資本金額
- 六 出資一口ノ金額
- 七 出資一口ニ付拂込ミタル金額
- 八 理事長、理事及監事ノ氏名及住所
- 九 公告ノ方法

恩給金庫ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十六條 恩給金庫ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十七條 恩給金庫ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

恩給金庫ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第二十五條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十八條 第二十五條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十九條 恩給債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第九條ノ拂込アリタルトキ又ハ第十一條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 第六條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項
- 二 各恩給債券ニ付拂込ミタル金額

前條ノ規定ハ前項ノ登記ニ付之ヲ準用ス

第三十條 登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第三十一條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十二條 恩給金庫ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス
各登記所ニ恩給金庫登記簿ヲ備フ

第三十三條 設立ノ登記ハ理事長、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十四條 設立登記ノ申請書ニハ定款、恩給金庫法第六十二條第一項ノ出資者總會ノ決議録、出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第二十五條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十五條 恩給債券ノ登記ノ申請書ニハ最終ノ貸借對照表並ニ恩給債券ノ引受ヲ證スル書面、恩給債券申込證及各恩給債券ニ付第九條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル恩給債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ恩給債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ付之ヲ準用ス

第十條 恩給金庫ニハ所得稅、營業收、益稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ恩給金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於ケル課稅ニ關シテハ勅令ノヲ以テ之ヲ定ム

(1) 恩給金庫法施行令

第五章 外地ニ於ケル課稅(昭一三、一〇、三公布勅令第六六三號ヲ以テ追加)

第三十七條 朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於テハ恩給金庫ニハ各當該地ノ法令ニ依ル所得稅、營業收益稅及營業稅ヲ課セ

ズ

第三十八條 朝鮮ニ於ケル道、府邑面、臺灣ニ於ケル州廳、市街庄、關東州ニ於ケル地方費、市、會、樺太ニ於ケル市町村及南洋群島ニ於ケル地方費ハ恩給金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 朝鮮所得稅令、朝鮮資本利子稅令、臺灣所得稅令、臺灣資本利子稅令、關東州所得稅令、樺太所得稅令、樺太資本利子稅令及南洋群島所得稅令中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ恩給債券ニ之ヲ準用ス

第十一條 恩給金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム(1) 恩給受給者は如何なる場合にも積極的に救済せねばならぬから證書を競賣して清算する等のことは出来ぬから解散せねばならぬときには別に法律で定めることとし金庫法としては之を規定せず永久性を持たせることにしたのである。

第十二條 恩給金庫ニ非ザル者ハ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十三條 恩給金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 理事長ハ恩給金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ恩給金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ恩給金庫ノ業務ヲ監査ス

恩給金庫法—一三

一一九

第十五條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

恩給金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間恩給金庫ノ理事長、理事及監事ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十六條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(1) 委員會の委員の如き職業の性質でない業務に従事するは妨げない。

第十七條 恩給金庫ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス

第三章 業務

第十八條 恩給金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 恩給法ニ依ル恩給のヲ擔保トスル貸付
- 二 勳章年金(以下單ニ年金ト稱ス)のヲ擔保トスル貸付
- 三 恩給法以外ノ法令(地方公共團體ノ條例ヲ含ム)ニ依ル恩給ヲ擔保トスル貸付
- 四 恩給及年金ノ代理受領の並ニ受領シタル金錢ノ寄託ノ引受の
- 五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業の

(1) 意義に付て恩給法第二條參照。年金たる恩給の擔保を原則とするが次條裁定前貸付の場合には一時金たる恩給も擔保となる。

(2) 勳章年金は金鷄勳章年金令に依る年金と稱に給せられる旭日勳章の年金である。

(3) 恩給法以外ノ法令ニ依ル恩給とは宮内省恩給令に依る恩給、府縣吏員の退職料、市條例に依る退職料、官業共済組合の年金が主たるもので之より下級の給與に對しては給與の性質、金庫の基礎強化等の觀點より擔保に取することを認めぬ方針である。恩給法に依る恩給の擔保に付ては金庫法に呼應して恩給法第一一條第一項但書の認むる所であり其の他の法令に依る恩給に付ても國有鐵道共済組合規則第二五條第一項但書通信共済組合規則第三一條但書共に年金のみ、宮内省恩給令第八第二項但書等夫々金庫法と照應的に擔保を認める規定を設けてゐる。斯かる規定を設けることは恩給金庫としては安心して貸付け得ることにもなる。

以上一乃至三各號の貸付に關シ恩給金庫の取扱の實際を略説する。

- (一) 借入の申込に對し申込人の年齢、健康状態、職業、恩給年金の種類、資金の用途等を參酌して原則として恩給年金年額の五分以下一萬圓以内で貸付金額を決定する
- (二) 貸付金に對する利息は年六分とし恩給なら年四回年金なら年二回の支給期毎に金庫が政府から受取る給與金の一部を前支給期後の元金現在高に對する利子に充て殘額を元金償還に充當する方法で契約の期限到来の時に年六分で元利皆済となるやうに(一)の貸付金を修正計算した所謂現價計算に依る現實の貸付額を算出し之を借用證書面の金高とする、例へば支給期直後に年額百圓の恩給を一年間の契約で擔保に供すると百圓の年利六分の現價九六圓四錢の借用證書を交付される、それは百圓の借用證書で一年後に百六圓を支拂ふのと同じ結果になるやうに計算した現價を借用證書面の全高とするのであつて百圓の額面で六分に當る金額を契約の際一時に前拂ひせしめる天引とは異なる
- (三) 受給者の(イ)死亡の危險及(ロ)死亡以外の失權失格、去籍、成年、婚姻、犯罪等の危險に對する損失補償の意味に於て掛捨保險料に類する補償料(年齢の高低に依り死亡率の異なるに應じ料率が異り(二)の現價計算に依る貸付金額に對し料率を乗じて算出する)を貸

付期間に應じて計算し貸付の際(二)の貸付額より一時に差引いて徴収する、例へば(二)の例で受給者の年齢が五十歳ならば一四八九錢を補償料として借用證書面の九六圓四四錢より差引き残額九四圓五五錢が手取金として渡される、但し借受人を被保険者とする生命保険金(簡易生命保険を含む)請求権を附帯擔保として提供し保険契約者及保険金受取人を恩給金庫に變更した場合には(ロ)の危険のみに對し年齢に拘らず一率に(二)の貸付金額の一分(イ)に比し(ロ)の危険は小である)を補償料として徴収する

(四) 前記保険の保険料を恩給金庫に於て立替へ拂込む場合には拂込金額に對し單利年四分八厘の利息を附し貸付金完済後恩給年金の給與金から元利を回収する

(五) 恩給年金の一期分未滿の支給金の貸付の場合には恩給金庫では之を短期貸付と稱し利息は百圓に付一錢七厘の日歩計算で前拂とし死亡失權失格の場合の損害が少いから補償料は徴収せぬ、短期貸付は支給期の待てない人が月給のやうに毎月支拂を受け度いやうな場合に利用して便利であらう

(六) 貸付を受けた人が契約期限の到來前に更に金融の必要に迫られた場合に追加貸付を許さざるときは高利貸の許に走り恩給年金金融の目的を達せざるに至ることが多いから既貸付の現在残高と合して其の受給者に貸付け得る最高額に達する金額の範囲内第一期分の支給額の現價計算に依る金額以上の額を追加貸付けする原則である、此の場合には既貸付の現在残高と追加貸付とを合した金額の皆済迄の期間に應ずる補償料額を計算し之から既貸付の現在残高の皆済迄の期間に應ずる補償料額を差引いた額を追加貸付金額に對する補償料として追加貸付に際し一時に徴収する、若し既貸付に對し生命保険料を立替へた場合ならば其の立替金(利子を含む)は追加貸付に因り貸付金の皆済期の延長された期間に對し拂込むべき保険料額の範囲内で追加貸付に際し追加貸付金中より辨済を受けることになつてゐる

(七) 尙恩給金庫貸付約款 に左の如き規定がある

第二十條 債務者ハ辨済期ニ拘ラズ債務ヲ一時ニ辨済スルコトヲ得此場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル補償料ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ズ

第二十二條 債務者ガ借入申込ノ際虚偽ノ申告ヲ爲シタル爲メ當金庫ニ於テ損害ヲ蒙リタルトキハ債務者ニ於テ之ガ損害ヲ賠償スベキモノトス

(参考) 恩給法に依る恩給、年金の給與、支給等に關する規定抄

恩給給與規則(大一二勅令第三六九號)

第二十八條 年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スヘカリシ

恩給ハ支給期月ニ非サル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

年金タル恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ恩給ノ支給時期ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(其ノ他本書「恩給の支給其他國庫支辨の恩給の受給者の心得置くべきこと」參看のこと)

年金恩給支給規則(大一二逓信省令第九二號)

第三條 給與金ノ支給期日ハ當該支給期月ノ十一日ヨリ二十日迄トス

一時限ノ給與金ニ付テハ前項ノ期日ニ拘ハラズ之ヲ支給ス

金鶏勳章年金令(明二七勅令第一七三號)

第二條 金鶏勳章年金ノ定額ハ左ノ如シ

功一級	千五百圓	功二級	千圓	功三級	七百圓
功四級	五百圓	功五級	三百五十圓	功六級	二百五十圓
功七級	百五十圓				

第三條 本令ノ年金受領者死亡シタルトキハ仍一年間遺族ニ其ノ年金ヲ賜フ

前項ノ場合ニ於テ年金受領期間本人及遺族ヲ通シテ五年ニ滿タサルトキハ五年ニ滿ツ迄遺族ニ其ノ年金ヲ賜フ

〔註〕本條規定の如く金鷄勳章年金受給者が死亡したときはあと一年間其の年金を給與され若し年金受給者の受給期間と此の一年を合するも五年未滿のときは五年に達する迄一年以上給與される、之を稱して年金の繼承と謂ひ其の給與期間を繼承期間と謂ふ（旭日章の年金に付ては繼承を認めぬ、死後者には旭日章の年金は與へぬ）、死後者に金鷄勳章年金を賜はりたる場合には死後者は一期分の給與を受けることになつてゐる（其の一期分は相續人即死後者戸主であつたなら家督相續人家族であつたなら遺産相續人に支給する）から遺族の繼承期間は四年六ヶ月である、尙繼承期間内に遺族が受領の資格を失ひ順位に従ひ次々に遺族が受給することを年金の遷受と請ふ。

第四條 前條ノ遺族トハ寡孀孤兒父母及祖父母ニシテ年金受領者生存中ヨリ戶籍簿ニ登記シタル者並家督相續人及戶主ヲ云フ
旭日章の年金に付ては金鷄勳章年金に相當する表面的の規定が存しない、次擄手續の規定たる勳章年金支給細則は金鷄勳章年金及旭日章年金に付て規定してゐる。

勳章年金支給細則（明二七閣令第九號）

第三條 年金支給ノ初年ニ於テハ其ノ證書ノ日附六月三十日以前ニ在ルモノハ全額ヲ給シ七月一日以後ニ在ルモノハ半額ヲ給ス
年金受領者死亡ノ年ニ於テハ其ノ六月三十日以前ニ在ルモノハ半額ヲ給シ七月一日以後ニ在ルモノハ全額ヲ給ス
第四條 年金ハ半額ヲ毎年六月十二月ノ兩回ニ支給ス但シ前支給期月ニ支給スヘカリシ年金ハ支給期ニ非サル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

年金支給ニ關スル手續ハ遷信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第五條 金鷄勳章年金令ニ依リ遺族ニ賜フ年金ノ支給ハ年金受領者ノ死亡六月三十日以前ニ在ルモノハ七月一日、其ノ死亡七月一日以後ニ在ルモノハ翌年一月一日ニ始ル

第九條 年金受領者カ死亡離籍若クハ婚姻シ又ハ成年ニ達シタル爲年金受領ノ資格ヲ失ヒタルトキハ遺族、親戚又ハ本人ヨリ最寄郵便局ヲ經テ貯金局ニ届出ヘシ

郵便局ニ於テ最終期ノ年金支給ノトキハ其ノ證書ヲ收メ貯金局ヲ經テ之ヲ賞勳局ニ還納スヘシ

金鷄勳章年金令ニ依リ年金ヲ繼承スヘキ遺族アルトキハ其ノ賜期滿限ノ後還納スルモノトス

第十三條 年金ヲ繼承又ハ遷受シタル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ヲ爲シタル官廳ノ長官又ハ檢察官ヨリ賞勳局及貯金局ニ之ヲ通知スヘシ

第十四條 年金ヲ繼承セントスル遺族ハ受領者最終期ノ年金支給済ノ後署名捺印シタル願書（孤兒ハ親種者又ハ後見者ヨリ願出テ準禁治産者ハ保佐人ノ連署ヲ要ス）ニ市町村長（又ハ之ニ準スヘキ者以下之ニ同シ）ノ證印ヲ受ケ戶籍謄本及年金證書ヲ添附シ住所地ノ地方廳（又ハ之ニ準スヘキ官廳以下之ニ同シ）ニ差出スヘシ

地方廳前項ノ書面ヲ受ケタルトキハ之ヲ査覈シ賞勳局總裁ニ申牒スヘシ

第十五條 賞勳局總裁ハ前條ノ願書ヲ査査シ許可スヘキモノト認メタルトキハ年金證書ノ裏面ニ其ノ事由ヲ記載シ住所地ノ地方廳ヲ經テ本人ニ下付シ其ノ旨ヲ貯金局ニ通知スヘシ

第十六條 遺族間年金ヲ遷受セントスルトキモ亦前二條ノ例ニ依ル

第十七條 年金ノ支給ヲ廢止シ又ハ停止若ハ解除スヘキ場合ニ於テハ賞勳局ハ之ヲ貯金局ニ通知シ貯金局ハ之ヲ年金支給郵便局ニ通知スヘシ

第十七條ノ二 年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキハ停止以前ノ年金ハ解除後ノ支給期月ニ之ヲ支給シ其ノ廢止セラレタルトキハ廢止以前ノ年金ハ支給期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

勳章擬奪令第四條但書及同第五條但書ニ該當スルトキハ週リテ受ケヘキ年金ハ當期ノ年金ト同時ニ之ヲ支給ス

第十八條 年金受領者行方不明ノ場合ニハ其ノ所在分明トナリタル後行方不明中ニ受取ルヘキ年金ヲ支給ス

地方長官ニ於テ年金受領者行方不明中年金ノ支給ヲ停止セララルヘキ行爲アリト認定スルトキハ其ノ旨ヲ賞勳局ニ申牒シ且年金ノ支給ヲ猶豫セシムル爲貯金局ヘ通知スヘシ

第十九條 年金ノ支給ヲ廢止若ハ停止スヘキ場合ニハ其ノ支給額ハ各日割ヲ以テ之ヲ計算ス
勳章勲章令(明四一勅令第二九一號)

第一條 勳章ヲ有スル者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ其ノ勳章、功級又ハ年金ハ之ヲ褫奪セラレタルモノトシ外國勳章ハ其ノ佩用ヲ禁止セラレタルモノトス但シ第二條第一項第一號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス(第二項略す)

第二條 勳章ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ情狀ニ依リ其ノ勳等、功級又ハ年金ヲ褫奪シ外國勳章ハ其ノ佩用ヲ禁止ス
一 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキ
一 三年未滿ノ禁錮ニ處セラレタルトキ
三 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ
四 素行修ラス帶動者タルノ面目ヲ汚シタルトキ(第二項略す)

第四條 勳章年金ヲ有スル者勾留セラレ又ハ禁錮以上ノ刑ニ因リ拘禁セラレタルトキハ其ノ期間、年金ヲ受クルコトヲ得ス保釋、責付、假出獄、又ハ刑ノ執行猶豫ノ期間亦同シ但シ處刑セラレタルコトナクシテ釋放又ハ放免セラレ又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シ且其ノ期間勳章ヲ褫奪セラレサル者ハ勾留ノ日ニ過リテ年金ヲ受ク

第五條 三年未滿ノ禁錮ニ處セラレ刑ノ執行ヲ了リタルトキ又ハ懲戒ノ裁判若ハ處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタルトキハ勳章褫奪ニ關スル決定アル迄勳章ヲ佩用シ及之ニ屬スル禮遇、特權又ハ年金ヲ享受スルコトヲ得ス外國勳章ハ其ノ佩用ヲ停止ス但シ勳章褫奪ノ處分ニ及ハサルトキハ停止ノ始ニ過リテ年金ヲ受ク

(4) 受給者自ら支給金を受領するの煩を避け金庫をして受領せしめることであり金庫は受領金を受給者に送付するのである、金庫が受領金を預かるのは寄託の引受となる。

(5) 代理受領金の寄託引受とは金庫が受給者の恩給、年金の證書を預かり毎支給期に支給金を代理受領して受領金を給與金寄託契

約書に依り受給者の爲積立て證書を安全に保管しつゝ利殖を圖ることであつて金庫に於ては銀行の定期預金、特別當座預金と同様、定期寄託と特別當座寄託とに分つてゐる、前者は年利三分五厘で一支給期の支給金毎に一年以上据置き一年毎に利息を元金に加へ複利計算をするものであり後者は据置を要せず寄託金通牒を發行し利息は現在高十圓以上に對し百圓に付六厘の日歩計算で六月、一二月の決算期に利息を元金に加へ複利計算をするものである。

(6) 債權確保の爲の診療施設や受給者相互の利益を増進する福利施設の如きである、金庫に於ては單なる依頼者又は代理受領金の寄託者の爲に恩給法第九條ノ二及同法施行令第一條に依る受給權調査票を戶籍謄抄本と共に(前者の場合には實費を徴收し後者の場合には金庫の負擔で)提出期に裁定廳に提出してゐるが斯の如きも第五號に入るべきであらう。

第十九條 恩給ハ其ノ裁定前ト雖モ給與ヲ受クベキコトノ確實ナルモノ(一)ニ付テハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲ス事ヲ得
前項ノ規定ニ依リテ爲ス貸付ノ金額ハ裁定後ニ爲ス貸付ノ標準金額ノ半額ヲ超ユルコトヲ得ズ(二)

(1) 恩給を擔保に供する者の中には急に官職を離れ又は恩給權者が死亡失權したが恩給の裁定給與迄には相當の日子を要する爲生活費が不足して繁きの爲不取敢若干の借金をなし之が因となつて後日裁定となつた曉に恩給證書を高利貸の手に渡すことになるといつた者が相當に多いから之を救済する爲に本條を設けたのである、勿論結局給與されない者に金融する必要はないから給與ヲ受クベキコトノ確實ナルモノに限定したのである、確實なりとするや否やは裁定廳又は裁定廳に直接恩給請求書類を進達する經由廳(例へば軍人普通恩給ならば陸海軍省の如き)の給與確實なることを推定し得べき書類で判斷するが、増加恩給、傷病年金は裁定廳の裁量審査の分子が多いから裁定廳の書類を要する扱である。裁定前の貸付は一時金たる恩給に付てもあり得る。

(2) 給與を受くべきことの確實なものとされるものであつても兎も角裁定前のことで豫想推定であるから大事を執つて半額にしたのである、例へば陸軍省では普通恩給權ある見込なる旨の書類を出しても恩給局で審査の結果一ヶ月不足で一時恩給の裁定となる如きこともないとは謂へぬのである、故に恩給金庫貸付約款にも次の如き規定がある。

第十二條 裁定前ノ恩給ヲ擔保トシテ提供シタル場合ニ於テ債務者ガ裁定廳ニ爲シタル請求ト異リタル恩給ガ裁定セラレタルト

恩給金庫法—二一

一二七

キト雖モ擔保權ノ效力ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

前項ノ場合ニ於テ裁定セラレタル恩給ガ一時恩給、一時扶助料若ハ傷病賜金ナルトキハ豫想セラレタル恩給ノ種類ニ拘ラズ右恩給ノ給與金ヲ以テ一時ニ辨濟スルモノトス此ノ場合殘存辨濟期間ニ對スル補償料ハ之ヲ返還ス

第二十條 恩給金庫ハ先ヅ(1)恩給又ハ年金ノ支給金ヲ以テ貸付金ノ元利ニ充當スベシ

前項ノ規定ニ依リ充當ヲ爲シタル殘餘ノ貸付金ニ付テハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄スルコトヲ得(2)

(1) 貸付の元利の辨濟は第一に毎支給期毎に支給金で行ふこととし若し受給者から他に任意に金員を提供したならば第二次的に之を辨濟に充てるとの意。

(2) 前項に依り充當したが受給者が死亡した等の爲貸付金の殘額がある場合には債務者に相當の財産ありと認めらるるならば之からも償還を受くべく若し相當の財産のないときは債權は之を行使せずとも十年間は消滅しない(民法第一六七條)がきりとして強制執行を行ふのも形式に惰するし又第二五條規定の如く他の恩給年金の上には擔保の效力が及ばぬから監督官廳の認可を受けて殘額に對する債權を拋棄し速に帳簿の整理をすることを得るやうにしたのである。本條に關し第八條(1)定款第三六條參照のこと。

第二十一條 恩給金庫ハ其ノ債權ヲ確保スル目的ヲ以テ命令(1)ノ定ムル所ニ依リ債務者ニ代リテ恩給及年金ニ關スル請求其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得(2)

(1) 此の命令は未公布である。

(2) 請求とは第二七條の擔保中の恩給年金の改定、更正の請求の如きであり其の他の行爲とは擔保中の受給者の受給權調査票及戶籍謄抄本の提出(費用は金庫の負擔)の如きである。改氏名の届出、證書の亡失毀損に因る再交付申請も本條の範圍であらう。

第二十二條 恩給金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト
- 二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十三條 恩給金庫ハ資本金ノ十分ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ其ノ業務ヲ開始スルコトヲ得

第四章 擔保ノ效力

第二十四條 擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ハ恩給金庫ノ其ノ支拂ヲ求ムルコトヲ得(1)

(1) 本條の規定に拘らず受給の權利又は資格は本人に存すること勿論である、併し乍ら金庫は單に代理受領をなすに非ず各支給期の支分權の請求權を取得するにあらず此の支拂を受くる一種の權能は原權たる恩給が國稅徵收法又は國稅徵收の例に依り差押へられた場合の外差押へ得ざるものと解する。

恩給年金の支給金の一部擔保の契約の場合に於ても支給金の全額を恩給金庫に支拂ふべきであつて金庫は支拂を受けて後非擔保の部分をも本人に返還すべきである。

(2) 本條に依り恩給金庫が支拂を求めるときに關し恩給金庫法施行令に左記規定がある。

第三章 恩給又ハ勳章年金ノ擔保ノ實行

第十九條 恩給金庫ガ恩給金庫法第二十四條ノ規定ニ依リ恩給又ハ勳章年金(以下單ニ年金ト稱ス)ノ支拂ヲ求ムル場合ニ於テハ支給期日迄ニ左ノ事項ヲ記載シタル支拂請求書ヲ支給廳ニ提出スベシ

- 一 證書ノ記號番號
- 二 給與金ノ種別
- 三 受給者ノ氏名
- 四 給與年額及每期給與金額

恩給金庫法—二三

第二十五條

公務員(之ニ準ズル者)ヲ含ムガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ其ノ遺族ハ受クベキ恩給又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ

遺族ガ其ノ受クル恩給又ハ年金ヲ擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ擔保ニ供シタル者ノ後順位者ハ受クベキ恩給又ハ年金ノ上ニ及ブコトナシ

(1) 公務員ニ準ズル者に付ては恩給法第一九條第二項参照。

(2) 例へば公務員が貸付金未完済の儘死亡した場合に妻の扶助料から残額の辨済を受けることは出来ぬ、特約を以て之を出来ることに承諾した遺族の恩給又は年金に付ては此の限に非ずといつた例外を設けるならば比較的多額の貸付金を補償料も安く貸付け得るのであるが議會は之を欲せず遺族保護に重きを置いたから本條の如くした。

恩給を擔保に供するのは恩給權自體を擔保に供することであり而して恩給法第一〇條に依り恩給權者死亡の場合に遺族や後順位者や相続人に恩給權者生存中未給與の恩給金を支給するのは恩給權者の受くべかりしものを便宜支給するに過ぎず遺族等の固有の恩給權として給するのではないから恩給權者が擔保に因る債務を完済せずして死亡した場合には擔保の效力は右遺族等に支給する恩給金にも及ぶのであつて此の恩給金は決して金庫法第二五條に所謂遺族又は後順位者の受くべき恩給に該るものな。

(3) 扶助料の順位は恩給法に在ては第七三條に規定し金庫法第九號勳章年金に付ては明治二七年閣令第九號勳章年金支給細則に左の規定がある。

第十條 遺族ニ年金ヲ賜フトキハ其ノ順序左ノ如シ

- 一 寡婦
- 二 孤兒
- 三 父
- 四 母
- 五 祖父
- 六 祖母
- 七 家督相続人又ハ戸主

孤兒數人アルトキハ家督相続人ニ賜フ其ノ他ハ男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニシ順次年長者ニ賜フ

第十一條 此ノ規則ニ於テ孤兒トハ年齢二十歳未満ノ男女子ニシテ未ダ結婚セサル者ヲ云フ

第十二條 年金ヲ繼承又ハ遺受シタル者其ノ受領期日前ニ死亡シ戸籍ヲ去リ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ年金ハ次ノ順位者ニ之ヲ賜フ

年金ヲ繼承シタル寡婦再婚シタルトキ又ハ第十一條ノ孤兒繼承期間内ニ繼承スルコトヲ得スシテ成年ニ達シタルトキ亦前項ニ同シ

第二十六條

恩給ヲ擔保ニ供シ恩給金庫ヨリ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ債務ノ完済ニ至ル迄ハ其ノ恩給ヲ受クルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ズ

恩給金庫の債權確保の爲の規定である。

第二十七條

再就職其ノ他ノ事由ニ因リ恩給ガ改定(若ハ更正)セラレ又ハ年金ガ進級増額(若ハ更正)セラレル場合ニ於テ恩給金庫ガ改定、進級増額又ハ更正前ノ恩給又ハ年金ニ付擔保權ヲ有スルトキハ恩給金庫ハ當然新恩給又ハ

新年金ノ上ニ擔保權ヲ有ス

- (イ) 再就職に依る普通恩給の改定(恩給法第五四條第一項第一乃至三號)
- (ロ) 再就職に依る増加恩給の改定(恩給法第五四條第一項第三號)
- (ハ) 再就職に依る傷病年金の改定(恩給法第五五條ノ二)
- (ニ) 再就職に依る普通恩給の増額せざる改定(恩給法第五六條)
- (ホ) 症狀増進に依る増加恩給の改定(恩給法第四六條第二、三項)
- (ヘ) 症狀増進に依る傷病年金の改定(恩給法第四六條ノ二第二項)
- (ト) 症狀増進に依る傷病年金の増加恩給への改定(恩給法第四六條第二項)
- (チ) 特殊な改定の例としては恩給法第一〇三條の屯田兵現役期間の遡及通算に依る普通恩給又は扶助料の改定、昭和八年法律

第五〇號恩給法中改正法律附則第一五條の恩給法第八五條第一項に對する特別を認めたるに依る普通恩給の改定、昭和一三年法律第五六號恩給法中改正法律附則第七條の北海道廳森林監守在職の通算に依る普通恩給又は扶助料の改定がある。

(2) 更正は再裁定と異り既に前に裁定の際確定した基礎在職年數及基礎俸給額等の基礎事實を依然として其の儘基礎として之を動かすことなく唯其の基礎の上に立ち一定の標準方法に準據して年額の増加又は減少を爲す處分である、從來は總て増額の更正であつて恩給法規の改正に伴ひ改正前の恩給を改正後の恩給と同額に増額する更正である、恩給法第一〇一條及一〇二條の恩給法施行に伴ふ従前の恩給の更正、昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第一四條の加給扶助料に關する改正規定の遡及適用に依る更正、昭和一三年法律第五六號恩給法中改正法律附則第二、三條の恩給法改正に伴ふ改正前の恩給の更正等がそれである。

(3) 金鷄勳章の功級が上級になつた場合の年金定額の増額を指稱したもの。

(4) 昭和二年勅令第一二〇號に依る金鷄勳章年金増額更正の如きである。

(5) 改定、増額又は更正に依る増額部分に付ても第二四條に依り償還に充てて可なるが如く見えるが本條は原權保全の意味の規定であるから之を強制せず受給者との話合にて或は其の部分を償還に充て、償還期限を早め或は其の部分に對し貸増を爲し或は其の部分を毎期支給を受けた後受給者に返還してもよからう。金庫は本條に依り豫定辨濟期間の短縮等で金庫が補償料等で利益を得たときは其の限度に於て之を受給者に返還することにしてゐる。

第二十八條 恩給ヲ擔保ニ供シタル者再就職シ恩給ヲ停止セララルル場合ニ於テハ恩給金庫ハ恩給ノ支給金ヲ以テ辨濟ヲ受クベキ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ者ノ受クベキ俸給中ヨリ(1)貸付金額(2)辨濟ヲ受クルコトヲ得(3)

(1) 恩給法第五八條第一項第一號の場合。

(2) 本條は債權確保に關する第二一條に對する特別規定と稱すべきもので、恩給は俸給の延長だとさへ謂はれるのであるから俸給を受けたが爲に恩給を停止されたときは俸給から辨濟を受けるのは當然だとも謂へる。貸付金に對し恩給の一部宛て償還する一部擔保の契約である場合には金額ノ範圍とは矢張り其の恩給の一部の範圍を指すことになる。

(3) 俸給中ヨリ辨濟ヲ受クルコトヲ得といふのは先づ俸給中ヨリ辨濟を受くる權能ありといふ意で他に俸給以外のもので辨濟するならばそれでも宜しいのである。俸給中からは毎月徴收することにせねば俸給生活者は困るから之を次掲金庫法施行令第二一條に定めた。民事訴訟法第六一八條は適用ありと解する。

(4) 貸付金額は利息をも含む。

(5) 俸給中ヨリ辨濟を受ける額の月割額の限度、辨濟手續等に關し恩給金庫法施行令に規定がある。

第二十九條 恩給金庫ガ恩給金庫法第二十八條ノ規定ニ依リ再就職者ノ受クベキ俸給中ヨリ貸付金額ノ辨濟ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ再就職者ノ俸給支給廳ニ提出スベシ

- 一 再就職者ノ官職、氏名及生年月日
- 二 俸給年額
- 三 恩給年額
- 四 恩給證書ノ記號番號
- 五 貸付金額及現存債權金額
- 六 恩給ノ支給金ヲ以テ辨濟ヲ受クベキ金額ノ月割額
- 七 俸給中ヨリ辨濟ヲ受ケントスル金額ノ總額
- 八 俸給中ヨリ辨濟ヲ受ケントスル金額ノ月額

前項第八號ノ金額ハ再就職者ノ受クベキ俸給月額ノ十分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十條 俸給支給廳前條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ再就職者ニ通知シ請求アリタル月ノ翌月ヨリ俸給支給ノ際前條第一項第八號ノ金額ヲ恩給金庫ニ支拂フベシ

第三十一條 再就職者ガ債務ノ完済前退官退職シ若ハ俸給支給廳ヲ異ニスル官職ニ轉ジタルトキ又ハ其ノ俸給額ニ異動ヲ生ジタルト

恩給金庫法—二七

キハ俸給支給應ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ恩給金庫ニ通知スベシ

第二十九條 恩給又ハ年金ヲ擔保トスルニハ其ノ證書ヲ恩給金庫ニ交付スベシ但シ恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス⁽¹⁾

(1) 裁定前の場合には證書が存しないから交付出来ぬこと勿論だからである。此の場合に付ては一四七頁(二)ヲ参照。

第三十條 恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク裁定應ニ其ノ要旨ヲ申告シ置クコトヲ要ス

第三十一條 前條ノ規定ニ依ル申告ヲ受ケタル件ニ付恩給給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定應ハ恩給證書⁽¹⁾ヲ恩給金庫ニ交付スベシ

(1) 一時金たる恩給に對しては裁定應は恩給證書でなく裁定通知書の如きものを發行するから一時金たる恩給を裁定前に擔保に供した場合には證書の代りに之を交付すればよい。

第三十二條 裁定ヲ經タル恩給又ハ年金ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金庫ハ遲滞ナク恩給ノ裁定應又ハ賞勳局及支給應ニ其ノ旨ヲ申告スベシ擔保權ノ消滅シタルトキ亦同ジ

以上三ヶ條は要するに金庫、裁定應、支給應間に常に速かに連絡を密にし支給上行進なきを期するのである、次掲恩給金庫法施行令の規定も同様である。

第二十三條 恩給ノ裁定應又ハ賞勳局ハ恩給金庫法第三十條又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ恩給金庫ヨリ申告ヲ受ケタル件ニ付恩給ヲ受クルノ權利又ハ年金ヲ受クルノ資格ニ消滅、停止其ノ他ノ變動アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ恩給金庫ニ通知スベシ

第二十四條 恩給金庫ガ恩給金庫法第三十條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後債權額ノ異動(恩給又ハ年金ノ支拂ニ因

ル異動ヲ除ク)アリタルトキ又ハ恩給ヲ受クルノ權利若ハ年金ヲ受クルノ資格ノ消滅アリタルコト若ハ受給者ノ氏名ノ變更アリタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク恩給ノ裁定應又ハ賞勳局及支給應ニ其ノ旨ヲ申告スベシ

第三十三條 恩給金庫ニ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ニ付證書ノ再發行⁽¹⁾ヲ爲ス場合ニ於テハ新證書ハ之ヲ恩給金庫ニ交付スベシ擔保ニ供セラレタル恩給又ハ年金ヲ改定、進級増額又ハ更正スルニ當リ新ニ證書ヲ發行スル場合亦同ジ⁽²⁾

(1) 恩給法に依る恩給證書又は年金證書の再發行の場合の規定を掲げる。

第三十六條 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添へ裁定官廳ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

恩給ヲ受クル者カ恩給證書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル狀況ニ在ル場合ニ於テハ裁定官廳ハ本人ノ申請ニ依リ之ニ其ノ證書ノ再交付ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給證書裁定通知書又ハ其ノ效力ヲ失フ亡失ヲ理由トシテ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定官廳ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リ恩給證書ノ再交付アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十條 水火災盜難等ニ由リ年金證書ヲ亡失シタルトキハ年金ノ種類、證書ノ番號、年金額及亡失ノ事由ヲ具シ年金支給郵便局ヲ經テ貯金局ニ届出ツヘシ

貯金局前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ賞勳局ニ申渡スヘシ賞勳局總裁ハ新ニ年金證書ヲ作り其ノ裏面ニ再度授與

ノ旨ヲ記載シ貯金局ヲ經由シ年金支給郵便局ヲシテ之ヲ本人ニ下付セシム但亡シタル年金證書ヲ發見シタルトキハ直ニ年金支給郵便局ヲ經由テ賞勳局ニ還納スヘシ

年金證書亡失ノ爲メ年金ヲ受取ルコト能ハサル者ニハ新年金證書ヲ授與シタル次ノ年金支給期月ニ其ノ年金ヲ併セ支給ス

(2) 第二四條、第三三條等の事項は法規の性質上宮内省の恩給に付ては拘束することが出来ぬから宮内省に於ては昭和十三年八月一日施行宮内省令第四號を以て改正した宮内省恩給規則の附則に「宮内省恩給令第八條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供セラレタル恩給ニ關スル恩給證書ノ交付及恩給ノ支給ニ付テハ宮内省恩給規則ニ依ラサルコトヲ得」と規定した。

第三十四條 本章ニ規定スルモノハ、外恩給又ハ年金ノ擔保ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令のヲ以テ之ヲ定ム

(1) 前掲恩給金庫法施行令第二三條及第二四條。

第五章 恩給債券

第三十五條 恩給金庫ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限リ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得但シの其ノ貸付金及所有ニ係ル有價證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ

(1) 但書の規定があるから最初は一時借入金を以て賄ひ貸付後に債券を發行することになる。

第三十六條 恩給債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

恩給債券ハ割引ノ方法のヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

(1) 利札を附けず割引する方法で、利息を先にする考へ方である、割引の方法は公募の場合にも賣出の方法に依る場合にもあり得る。

第三十七條 恩給金庫ハ恩給債券借換ノ爲一時第三十五條ノ制限ニ依ラズ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ恩給債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊恩給債券ヲ償還スベシ

第三十八條 恩給債券ハ賣出ノ方法のヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

(1) 應募の方法に依らず債券を作つて置いて賣出す方法で殊に急を要する場合に適當な方法である。

第三十九條 恩給金庫ニ於テ恩給債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十條 恩給債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第四十一條 所得税法、資本利子税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ恩給債券ニ之ヲ準用ス

第四十二條 本章ニ規定スルモノハ、外恩給債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令のヲ以テ之ヲ定ム

(1) 恩給金庫法施行令の規定で主として商工債券令と類似の内容である。

第二章 恩給債券

第五條 恩給金庫ハ前ニ發行シタル恩給債券ノ總額ノ拂込前ト雖モ更ニ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得

第六條 恩給債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ恩給債券申込證二通ニ其ノ引受クベキ恩給債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ記名捺印スベシ
恩給債券申込證ハ理事長之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 恩給金庫ノ名稱
- 二 恩給債券ノ總額
- 三 各恩給債券ノ金額

- 四 恩給債券ノ利率
 - 五 恩給債券償還ノ方法及期限
 - 六 利息支拂ノ方法及期限
 - 七 數回ニ分チテ恩給債券ノ拂込ヲ爲サシルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期
 - 八 恩給債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
 - 九 恩給金庫ノ資本金額及拂込資本金額
 - 十 最終ノ貸借對照表ニ依ル恩給金庫ノ貸付金及所有有價證券ノ現在高
 - 十一 舊恩給債券借換ノ爲恩給金庫法第三十五條ノ制限ニ依ラズ恩給債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
 - 十二 前ニ恩給債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額
- 恩給債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ恩給債券申込證ニ應募價額ヲ記載スベシ
- 第七條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ恩給債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ恩給債券募集ノ委託ヲ受ケタル者ガ自ラ恩給債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ
 - 第八條 恩給債券ノ應募總額ガ恩給債券申込證ニ記載シタル恩給債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ恩給債券ヲ成立セシムル旨ヲ恩給債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ恩給債券ノ總額トス
 - 第九條 恩給債券ノ募集ガ完了シタルトキハ理事長ハ遲滞ナク各恩給債券ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
 - 第十條 恩給債券募集ノ委託ヲ受ケタル者ハ自己ノ名ヲ以テ恩給金庫ノ爲ニ第六條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得
 - 第十一條 賣出ノ方法ニ依リ恩給債券ヲ發行セントスルトキハ理事長ハ左ノ事項ヲ公告スベシ
 - 一 賣出期間
 - 二 恩給債券賣出ノ價額

- 三 第六條第二項第一號乃至第六號及第九號乃至第十二號ニ掲グル事項
- 四 第十二條ニ規定スル事項
- 第十二條 賣出期間内ニ賣上ゲタル恩給債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル恩給債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ恩給債券ノ總額トス
- 第十三條 恩給債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第十四條 恩給債券ニハ第六條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ理事長之ニ記名捺印スベシ
- 賣出ノ方法ニ依リ發行スル恩給債券ニハ第六條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第十五條 理事長ハ主タル事務所ニ恩給債券原簿ヲ備置クベシ
- 恩給金庫ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ恩給債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得
- 第十六條 恩給債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 恩給債券ノ數及番號
 - 二 恩給債券ノ證券發行ノ年月日
 - 三 第六條第二項第二號乃至第七號ニ掲グル事項
 - 四 各恩給債券ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
- 恩給債券ヲ記名式ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ恩給債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ恩給債券原簿ニ記載スベシ
- 第十七條 記名式恩給債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ恩給債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ恩給金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 記名式恩給債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ恩給債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ恩給金庫其

ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十八條 恩給債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ恩給債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ恩給金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ恩給債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ恩給債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ

記名式恩給債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ恩給債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ恩給金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス
無記名式恩給債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第六章 會計

第四十三條 恩給金庫ノ事業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第四十四條 恩給金庫ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第四十五條 恩給金庫ハ成立後二十事業年度ノ間ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ハ出資ニ對スル剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第四十六條 恩給金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 監督

第四十七條 恩給金庫ハ内閣總理大臣及大藏大臣之ヲ監督ス

第四十八條 恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 恩給金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ貸付利率ノ最高限度其ノ他貸付ニ關スル條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十條 主務大臣ハ恩給金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 主務大臣ハ特ニ(1)恩給金庫監理官ヲ置キ恩給金庫ノ業務ヲ監視セシム

(1) 主務大臣が部下を通じて監督するのは當然であるが特に監理官を置き其の名を以て監督せしめるといふ意である。

第五十二條 恩給金庫監理官ハ何時ニテモ恩給金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

恩給金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ恩給金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
恩給金庫監理官ハ恩給金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十三條 役員ノガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

(1) 評議員を含む。

第八章 罰則

第五十四條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
 - 二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
 - 三 第二十二條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
 - 四 第三十五條又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ違反シ恩給債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
 - 五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
 - 六 第五十二條ノ規定ニ依ル恩給金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ
- 第五十五條** 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第四十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由オクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 第五十六條** 第十二條ノ規定ニ違反シ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第五十七條** 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス
- 第五十八條** 本法施行ノ期日ハ勅令のヲ以テ之ヲ定ム

附則

(1) 昭和一三年勅令第三〇五號恩給金庫法施行期日ノ件で恩給金庫法ハ昭和十三年五月一日ヨリ之ヲ施行スと規定した。

第五十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ恩給金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第六十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集スベシ

第六十一條 設立委員ハ出資者ノ募集終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ハ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第六十二條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ恩給金庫ハ之ニ因リテ成立ス此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ恩給金庫理事長ニ引繼グベシ

第六十三條 本法ニ規定スルモノハ、外恩給金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令のヲ以テ之ヲ定ム

(1) 昭和一三年勅令第三〇六號恩給金庫ノ設立ニ關スル件

第一條 恩給金庫ニ出資ノ申込ヲ爲サントスル者ハ出資申込書三通ニ申込者ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ其ノ引受クベキ口數ヲ記載シ

申込者又ハ其ノ代表者之ニ記名捺印シ設立委員ニ提出スベシ

前項ノ出資申込書ハ設立委員之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 定款認可ノ年月日

二 目的

三 主たる事務所ノ所在地

四 資本金額

五 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

六 申込ミ得ベキ最高出資口數
七 公告ノ方法

第二條 出資ノ申込ニ對スル割當ニ付テハ設立委員ハ内閣總理大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ認可申請書ニハ前條ノ出資申込書ヲ添附スベシ

第三條 出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サザルトキハ設立委員ハ一定ノ期間内ニ其ノ拂込ヲ爲スベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ出資ノ引受ヲ爲シタル者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知アリタルニ拘ラズ出資ノ引受ヲ爲シタル者ガ其ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ其ノ者ガ引受ケタル出資ニ付更ニ出資者ヲ募集スベシ

第四條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各出資者ノ出資口數、拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日ヲ記載シタル書面並ニ之ニ關スル證憑書類ヲ提出シ内閣總理大臣及大藏大臣ノ検査ヲ受クベシ

第五條 前條ノ検査終リタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資者ノ總會ヲ召集スベシ
第六條 總會ヲ召集スルニハ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各出資者ニ通知スベシ

第七條 設立委員ハ恩給金庫ノ設立ニ關スル事項ヲ總會ニ報告スベシ
第八條 總會ハ出資者ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

總會ニ於ケル議決ハ出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス
第九條 總會ニ於ケル出資者ノ議決權ハ平等トス

第十條 出資者ハ總會ニ於テ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但シ出資者ニ非ザレバ代理人タルコトヲ得ズ
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ設立委員ニ差出スベシ

第一項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行フ者ハ之ヲ出席者ト看做ス

第十一條 總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ内閣總理大臣及大藏大臣ニ届出ツベシ

第十二條 恩給金庫理事長設立委員ヨリ其ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ内閣總理大臣及大藏大臣ニ届出ツベシ

附則

本令ハ恩給金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六十四條 登録稅法中第六條ノ二ヲ第六條ノ三トシ第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二 恩給金庫カ恩給債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込
 毎回拂込金額 千分ノ二

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

 每一件 金十圓

從タル事務所所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録稅ヲ納ムヘシ

第六十五條 登録稅法第十九條第七號中「産業組合」ノ上ニ「恩給金庫、」ヲ、「産業組合法」ノ上ニ「恩給金庫法、」ヲ加フ

(1) 登録稅法(明二九法第二七號)

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス但シ第八號、第九號、第十一號、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

恩給金庫法一三九

七 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、蠶絲共同施設組合、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會又ハ肥料製造業組合ニ付産業組合法、蠶絲業法、漁業法、商工組合中央金庫法、工業組合法、商業組合法貿易組合法又ハ重要肥料業統制法ニ基キテ爲ス登記

第六十六條

印紙稅法第五條中第五號のノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿

(1) 印紙稅法(明三二法第五四號)

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セズ

(左記略ス)

(参考) 恩給金庫に借入寄託の申込等を爲す手續の概略

(一) 恩給金庫に借入又は給與金の寄託を申込むには本店、支店、出張或の何れに申込むも差支へなく申込は本人又は代人(本人が病氣旅行等止むを得ざる事由で出頭出来ぬ場合に限り且本人の親族に限る)が出頭して申込むも書面を以て申込むも差支ないが成る可く最寄の店に申込むことが金庫の事務處理上も申込人に付調査を要する場合等の便宜上からも好都合であり更に自身出頭するに於ては最迅速を期することが出来る。

(二)

借入(貸付の内容に付ては一二一頁及一二二頁参照)の申込には左記書類を恩給金庫へ提出し又は送付するを要する。

1 借入申込書(恩給金庫本店、支店又は出張所に備付の申込書用紙に限る)(代人の場合には委任状をも添附するを要する)

2 恩給證書、扶助料證書又は年金證書(負債の引當として證書が他人の手に存し其の債務を恩給金庫に肩替りする場合には申込人は債権者と談合の上證書を金庫に郵送せしめるか又は債権者と同道金庫に出頭し申込人の受取つた借入金を以て債務殘額を支拂ふのと交換條件として債権者の所持する證書を金庫に提出するを要する、此の場合には債権者債務者連署の恩給又は年金に關する債務皆済の旨の覺書(書式一)を金庫に提出せしめる、但し裁定前の恩給の貸付(恩給金庫法第一九條)の場合には證書の代りに裁定廳又は裁定廳に直接に恩給書類を進達する經由廳(例へば軍人恩給ならば陸海軍省の如き)の給與の確實なることの證明書又は恩給計算書(増加恩給、傷病年金に付ては裁定廳の裁量審査の分子が多いから裁定廳の證明を要する)×證書に對しては預り證を發行する)

3 印鑑證明書(申込前二十日以内に作成のもの)

4 扶助料を擔保として借入を申込む場合には戸籍謄本(申込前一ヶ月以内に作成のもの、以下同じ)をも添附する(扶助料以外の場合でも成る可く戸籍抄本又は戸籍謄本を添附すれば貸付手續を促進する)

5 申込者が未成年者又は禁治産者である場合には親権者又は後見人より申込を爲し戸籍謄本をも添附する、尙母が親權を行ふ場合又は後見人である場合には裁判所の親族會議招集決定謄本及親族會の同意書をも要する。申込者が妻又は準禁治産者である場合には戸籍謄本の外夫又は保佐人の同意書をも要する。

6 支給廳の支給状態の證明書(書式二)又は回答書

- 7 出頭せずして申込み場合には醫師の健康診断書(書式三)をも添附する(恩給、年金の支給期の給與金より少い金額の前貸即所謂短期貸付の場合及一時金たる恩給を擔保とする場合には不要)
- 8 申込人を被保險者とする生命保險請求權を附帶擔保とする場合には保險證券、最近拂込の保險料領收證、保險契約者及被保險金受取人を恩給金庫名義に變更する名義變更請求書及印鑑證明書(契約者と被保險者と異なる場合には契約者及被保險者の印鑑證明をも要する)(保險會社の異なる二以上の保險を附帶擔保とする場合には一會社毎に通宛を要する)を添附し(契約後又は復活後一年以上経過の保險に限る)、簡易保險(成人)であるならば保險證書、保險證書訂正請求書、保險料拂込領收帳、拂込方法變更請求書を提出する(契約後一年六ヶ月以上又は復活後一年以上経過のものに限る)
- (三) 恩給、年金の給與金の定期寄託又は特別當座寄託(一二七頁(五)參照)を依頼するには恩給證書、扶助料證書又は年金證書を出頭して又は郵送して恩給金庫に提出し金庫の交付する寄託契約書に調印し且寄託金引出照合用印章を所定用紙に押捺する(契約書は二通で一通は寄託者一通は金庫が保存する)、尙地方廳支給の恩給の場合には恩給の請求及受領を金庫に委任する旨の委任狀を提出するを要する。
- (四) 恩給、年金の給與金の單純な代理受領(一二六頁(4)參照)を恩給金庫に依頼するには恩給證書、扶助料證書又は年金證書を出頭して又は郵送して恩給金庫に提出し金庫の交付する給與金受領委任契約書に調印する(契約者は二通で一通は本人一通は金庫が保存する)、尙地方廳支給の恩給の場合には恩給の請求及受領を金庫に委任する旨の委任狀を提出するを要する。
- (五) 住居を移轉した場合に追加貸付等に便利なように貸付關係書類を從來の恩給金庫の店から住居地又は最寄地の店へ移管方を請求するには移管請求書(記載例參照)を新住居地又は最寄地の店に提出するを要する。

書式一

覺 書

受給者 〆從來債權者 ヨリ恩給、勳章年金(第 號)ヲ擔保トシテ金融ヲ受ケ居リタル處今同其ノ債務殘額金 圓 也(超過額債務ハ之ヲ免除ス)ヲ恩給金庫ヨリノ借入金ヲ以テ辨済スルコトニ兩者間ニ合意成立本日支拂ヲ完了セリ仍テ今後ハ兩者間ニ何等ノ債權債務關係ヲ有セザルモノトス

昭和 年 月 日

住 所 受給者

住 所 債權者

書式二

支給狀態證明願

昭和 年 月 日

現住所 氏名

(何々郵便局)御中

・證書・第・號年額・圓ニ對シ恩給金庫ニ提出ノ要有之候ニ付乍御手数數左記事項御回答被下度御願申上候

記

現在支給ヲ受ケ居ル官署

ハロイ

現在何月分迄支給済ナルヤ

現在支給差止、支給停止、支給見合、其他失權等受給上ニ故障ナキヤ

昭和 年 月 日

官公署名 印

へ移管方を請求するには移管請求書(記載例參照)を新住居地又は最寄地の店に提出するを要する。

國庫負擔の恩給額表……………九〇一

恩給給與規則(大一二、勅三六九)……………九〇一

第一條(年金恩給請求書提出経路)……………八二一、八三三

第二條(年金恩給請求書添付書類)……………八二一、八三三

第三條(五〇II、III再審査請求書)……………八二一、八三三

第四條(一時恩給請求方法)……………八二一、八三三

第五條(傷病賜金請求方法)……………八二一、八三三

第六條(扶助料請求書提出経路)……………八二一、八三三、八四四

第七條(七三I第一次扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第八條(七三I第二次扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第九條(公務死亡の場合前二條外添付書類)……………八二一、八三三

第一〇條(七三I各號第二次以下扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一一條(七四II扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一二條(七四II扶助料停止申請書添付書類)……………八二一、八三三

第一三條(七九扶助料轉給請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一四條(八一、八二、一時扶助料請求書提出経路)……………八二一、八三三

第一五條(八一、一時扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一六條(八一、一時扶助料請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一七條(恩給II恩給請求書提出経路)……………八二一、八三三

第一八條(同上請求書添付書類)……………八二一、八三三

第一九條(八一、一時扶助料恩給II、II、恩給請求者
数人あるとき)……………八二一、八三三、八四四、八四八

第二〇條(恩給請求に證書を添付し得るとき)……………八二一、八三三

第二一條(經由廢止のとき事務引継經由)……………八二一、八三三

第二二條(經由廢止の請求書受發)……………八二一、八三三

第二三條(裁定官廳の裁定)……………八二一、八三三、八四四

第二四條(権利者、關係者ノ證書、裁定通知書の誤謬
發見通知)……………八二一、八三三、八四四

第二五條(裁定官廳同上)……………八二一、八三三

第二六條(裁定官廳の請求者出頭書類提出命令)……………八二一、八三三

第二七條(支給には證書、通知書の呈示を要す)……………八二一、八三三

第二八條(支給停止原因發見せば裁定廳へ通知)……………八二一、八三三

第二九條(支給廳失權停止原因發見せば裁定廳へ通知)……………八二一、八三三

第三〇條(本屬廳の再任通知)……………八二一、八三三

第三一條(裁判所の處刑通知)……………八二一、八三三

第三二條(失權死亡の遺族よりの通知)……………八二一、八三三

第三三條(本籍、現住所變更届出)……………八二一、八三三

第三四條(前四條の通知届出は支給經由)……………八二一、八三三

第三五條(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第三六條(證書、裁定通知書再交付請求)……………八二一、八三三

第三七條(再交付により簡證書、通知書失効、再交付
後の發見)……………八二一、八三三、八四四、八四八

第三八條(氏名變更書換手續)……………八二一、八三三、八四四

第三九條(具中は文書にて爲す)……………八二一、八三三、八四四

第四〇條(具中は書記記載事項)……………八二一、八三三、八四四

第四一條(具中は處分行政廳經由)……………八二一、八三三、八四四

第四二條(恩給局長の書類提出出頭命令權)……………八二一、八三三、八四四

第四三條(裁決書は理由を附す)……………八二一、八三三、八四四

附則(本令は大正十二年十月一日より之を施行す)
附則(昭八勅二二七號附則)(本令は昭和八年十月一日より之を
施行す但し第一條乃至第三條の改正規定は昭和九
年四月一日より之を施行す)(一、三條に傷病年金
を加へたが傷病年金は九年四月から創設に付此の
規定をした)

恩給給與規則(大一二附七)……………八二一、八三三

第一條(恩給請求書經由廳)……………八二一、八三三

第二條(直接差出は恩給局宛)……………八二一、八三三

第三條(恩給請求書類様式)……………八二一、八三三

第四條(規則六條扶助料請求書海外より差出)……………八二一、八三三

第五條(經由廳の請求書受發)……………八二一、八三三

第六條(給與裁定を貯金局に通知)……………八二一、八三三

第七條(請求却下の請求者關係廳への通知)……………八二一、八三三

第八條(規則二五の訂正は貯金局經由通知)……………八二一、八三三

第九條(規則三一の通知様式、貯金局經由通知)……………八二一、八三三

第一〇條(再交付申請書式、添付書類)……………八二一、八三三

第一一條(支給經由書類は支給郵便局に差出せ)……………八二一、八三三

第一二條(恩給受給權調査票様式)……………八二一、八三三

第一三條(一、二、三、四、一、七ノ加算は勤務日誌の
寫を差出)……………八二一、八三三

附則(大一二、一〇、一より施行、廢止附令)……………八二一、八三三

恩給給與規則(植民地長官の管掌する恩給の)
朝鮮總督ノ管掌ニ係ル恩給給與規則(大一二府令一二五)……………八二一、八三三

臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ル恩給給與規則
(大一二府令七八)……………八二一、八三三

關東長官ノ管掌スル恩給給與規則(昭二廳令五九)……………八二一、八三三

群馬縣恩給給與規則(大一二縣令五二)……………八二一、八三三

長崎縣恩給給與規則(大一二縣令三三)……………八二一、八三三

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則(大一二勅四
三九)……………八二一、八三三

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱規則(大一二勅四
三九)……………八二一、八三三

恩給權……………八二一、八三三

年金恩給權の一般消滅原因……………八二一、八三三

恩給權の讓渡……………八二一、八三三

恩給權の擔保(擔保を見よ)……………八二一、八三三

恩給權の差押……………八二一、八三三

恩給權の喪失(失權を見よ)……………八二一、八三三

恩給資格(資格を見よ)……………八二一、八三三

恩給受給權調査票……………八二一、八三三

恩給審査會……………八二一、八三三

其の官制職能、議決……………八二一、八三三

恩給證書の様式……………八二一、八三三

恩給請求手續……………八二一、八三三

恩給ニ關スル權利……………八二一、八三三

恩給納金(公務員個人納金)……………八二一、八三三

恩給納金及兵に納金なし……………八二一、八三三

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律(昭七法一三)……………八二一、八三三

恩給扶助料等ノ増額ニ關スル法律(大九法一〇)……………八二一、八三三

恩給扶助料等及休職給ノ増額ニ關スル件(大九勅二七八)……………八二一、八三三

恩給法施行前の恩給の處置……………八二一、八三三

恩給令一一條……………八二一、八三三

力……………八二一、八三三

會計法(三三、三三條)……………八二一、八三三

會計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ關スル法律
(大二法一一)……………八二一、八三三

海軍下士官兵服役令(明四三勅二五〇)……………八二一、八三三

海軍警吏補……………八二一、八三三

海軍巡查……………八二一、八三三

戒嚴……………八二一、八三三

戒嚴加算……………八二一、八三三

(軍人恩給法二一條、臨戰合圍地境內服務)……………八二一、八三三

戒戦令(明一五太政官布告三六)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 外國..... 三〇一、三〇二、三〇三
 外國に關東州、南洋群島を含まず..... 三〇一、三〇二、三〇三
 外國交戦地内勤務加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 學校衛生技師..... 三〇一、三〇二、三〇三
 學習院の職員の通算停止關係..... 三〇一、三〇二、三〇三
 附令
 昭九第一號(傷兵院入院者親族扶助料一時扶助料給與手續)七〇
 大一二第五號(更正手續)..... 一〇一、一〇二、一〇三
 昭八第三號(附一四更正手續、附一五請求手續)..... 一〇一、一〇二、一〇三
 加算..... 附一、附二、附三、附四、附五
 通算合算との區別..... 三〇一、三〇二、三〇三
 加算年..... 三〇一、三〇二、三〇三
 加算年月數..... 三〇一、三〇二、三〇三
 加算の種類..... 三〇一、三〇二、三〇三
 從軍加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 擾亂加算、交戦地加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 戒嚴加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 鎮戍加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 航空加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 潜水艦加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 邊陲不健康地加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 不健康業務加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 遠洋航海加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 艦隊準戰訓練加算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 加算方法..... 三〇一、三〇二、三〇三
 下士官..... 三〇一、三〇二、三〇三
 下士を下士官に改めた理由..... 三〇一、三〇二、三〇三

關東州及南滿洲鐵道附屬地在外指定學校職員職服務及
 俸給規則(大一二關東廳令五三)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官公立學校又ハ圖書館職員ト教官其ノ他教育事務ニ從
 事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件明
 三二勅四五六..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件(大一二勅三九二)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官吏恩給法(明二三法四三)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官吏非職條例(明一七太達三)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官吏遺族扶助法(明二三法四四)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 官吏ノ勤績ニ關スル件(明一六勅一九八)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 キ
 休職(非職をも参照せよ)
 技術官ノ休職ニ關スル件(明二三勅二八六)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 休職期間(文官分限令第一一條)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 休職満期退職者の恩給は本職最終の俸給額に依る(師
 公退)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 休職中の在職は半減計算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 休職中の俸給は退職前の俸給計算上本來給せらるべき
 俸給額に依る..... 三〇一、三〇二、三〇三
 給與(支給と區別)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 給與(給スヘキ)事由..... 三〇一、三〇二、三〇三
 給助金(軍人恩給法)..... 三〇一、三〇二、三〇三
 歸休
 歸休除隊は退職にあらず..... 三〇一、三〇二、三〇三
 歸休期間は在職半減計算..... 三〇一、三〇二、三〇三
 貴族院速記技手..... 三〇一、三〇二、三〇三
 貴族院及衆議院速記技手(官年月數ニ關スル件)(明四四
 九〇一三)

教育主事、書記..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員
 定義、種類..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の普通恩給
 最短期限..... 三〇一、三〇二、三〇三
 恩給額算出率..... 三〇一、三〇二、三〇三
 基礎俸給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 勤績加給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 外國實勤績加給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 消滅原因..... 三〇一、三〇二、三〇三
 増加恩給と併給の普通恩給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 停止..... 三〇一、三〇二、三〇三
 改定..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の増加恩給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 其の程度..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の傷病年金..... 三〇一、三〇二、三〇三
 其の程度..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の一時恩給..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の扶助料..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の一時扶助料..... 三〇一、三〇二、三〇三
 請求手續..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員の個人納金..... 三〇一、三〇二、三〇三
 教育職員年金恩給の受給權調査..... 三〇一、三〇二、三〇三

恩給法施行後恩給法改正前の教育職員の通算及停止關係 九一—
 恩給法施行前の教育職員の恩給規定 三二—六以下
 恩給法改正後の通算及停止關係 附一七條—一九條
 教育文官(教育事務従事の文官) 三二—七
 明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件(教育文官の種類) 九一—二
 教育文官の範圍(恩給附則六條) 九一—二
 教育文官の通算、停止關係 九一—五
 行政上の處分(行政處分) 九一—五
 意義 一三—一
 矯正院職員 二四—一
 矯正視力 四九—六
 教諭師 二四—六、七、八
 教師 二四—七、八
 勤績 二四—七、八
 本來の意義 三三—三
 勤績と看做さるる場合(恩給三五條) 三三—三
 (恩二五條四號) 三三—一
 市町村立小學校教員恩給料及遺族扶助料法四條の勤績 三三—八、三三—四、三三—九
 巡查看守恩給料及遺族扶助料法三條の勤績 三三—四、三三—九
 宮司 二四—六
 宮掌 二四—六
 宮内職員 二四—六
 在職年月數の除算 四一—一
 在職年月數の通算 四一—一
 公務員退職當時宮内職員在職者に恩給不給 三三—一

ケ

消滅原因 九一—
 増加恩給と併給の普通恩給 六一—、六ノ一—
 請求手續 八〇—
 軍人の増加恩給 四六—一
 其の程度 四六—一、四九—一、三
 請求手續 四六—一、四九—一、三
 軍人の傷病年金 四六—一、四九—一、三
 其の程度 四六—一、四九—一、三
 請求手續 四六—一、四九—一、三
 下士以下の軍人の傷病賜金 六六—一
 其の程度 六六—一
 請求手續 六六—一
 軍人の一時恩給 六六—一
 舊一時恩給額表(第四號表) 六六—一
 請求手續 六六—一
 軍人の扶助料 七二條—八〇條
 請求手續 八二以下
 軍人の一時扶助料 八一—、八二—
 請求手續 八一—、八二—
 軍人の國庫納金 八六、八七
 請求手續 八六、八七
 軍人年金恩給の受給權調査 九一—二
 軍人の實俸給 九一—九
 恩給法施行前の軍人恩給規定 二一—七以下
 軍人恩給法(明二三法四五) 二一—七
 訓令 二一—七
 大一二内閣(恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式) 二一—四

ケ

宮内職員に就職せば普通恩給停止 五八—一
 宮内職員恩給を普通恩給に再任改定 五七—一
 宮内省恩給令(大一二皇室令一六) 四一—五、六
 第九、二七、三五、五六各條 四一—五、六
 第一、一七、一八、一九、二〇、二二、二二、二三、二四、二五、二六、二八、三八各條 四一—三、四
 第二六條ノ二 四一—四、四一—一
 第四五條第一項 四一—七
 具申 四一—七
 意義 三三—三
 法定代理人以外の者に依る具申の代理 三三—三
 遺族又は相續人の具申 三三—三
 具申の手續 三三—三
 具申裁決の種類、拘束力 三三—三
 具申書の受付、具申の受理、不受理 三三—三
 具申裁決例 三三—三
 具申期間 三三—三
 其の起算日 三三—三
 軍人 三三—三
 定義 三三—三
 軍人の普通恩給 三三—三
 最短期間 六一—、六ノ一—
 軍人及警察監獄職員以外の公務員通算の場合の換算率 三〇—
 恩給額算出率 六一—、六ノ一—
 舊恩給額表(第一號表) 六一—
 基礎俸給 六一—、六ノ一—、五ノ二—
 外國實勤績加給 六一—
 改定 六一—
 停止 六一—

具申

警察監獄職員 三三—一
 定義、種類 三三—一
 警察監獄職員の普通恩給 三三—一
 最短期間 六一—、六ノ一—
 警察監獄職員及軍人以外の公務員の在職年通算の場合の換算率 三〇—
 基礎俸給 六一—、五ノ二—
 外國實勤績加給 六一—
 停止 六一—
 改定 六一—
 消滅原因 九一—
 請求手續 八〇—
 警察監獄職員の増加恩給 四六—一
 其の程度 四六—一、四九—一、三
 請求手續 四六—一、四九—一、三
 警察監獄職員の傷病年金 四六—一、四九—一、三
 其の程度 四六—一、四九—一、三
 請求手續 四六—一、四九—一、三
 警察監獄職員の一時恩給 六六—一
 請求手續 六六—一
 警察監獄職員の扶助料 七二條—八〇條
 請求手續 八二以下
 警察監獄職員の一時扶助料 八一—、八二—
 請求手續 八一—、八二—
 警察監獄職員の個人納金 九一—九
 警察監獄職員年金恩給の受給權調査 九一—二

恩給法施行前の警察監獄職員の退職料及遺族扶助料
 規定.....三二四
 繼續.....九〇一、六
 繼續せずして通算する特例(施行令四〇條).....九〇一、八
 警部補退職料及遺族扶助料等ニ關スル法律(明三五法三〇).....三三二、三
 警部補ノ俸給及給與ニ關スル件(明四三勅一七).....四一五
 刑法
 二七條.....五一四
 舊刑法(明一三太政官布告三六).....四一三
 三一條.....四一三
 三三條.....四一三、三六三
 陸軍刑法一五條.....五一四
 海軍刑法一五條.....五一四
 刑法施行法三六條.....四一三
 三七條.....三六一、四一三
 現役.....三二一
 陸軍.....三二一
 海軍.....三二一
 現役軍人ノ婚姻ニ關スル件(大一〇勅四八一).....三二一、三
 檢校官.....三二一、三
 檢校醫.....三二一、三
 檢校員.....三二一、三、二七
 檢校醫員.....三二一、三、二七
 檢校獸醫.....三二一、三、二七
 兼官、兼職(恩給法施行前)
 (官恩五條)(加俸を恩給の基礎とせず).....三〇四、三〇三
 (右準用、市小退四條).....三〇三、三〇五
 (市小退一四條納金不要).....三〇三、三〇五

(師公退一六條)(同).....三二一
 (明二五勅一八)(不通算).....三二一、三
 原蠶種製造所技師、技師、書記.....三二一、一〇
 建築技師、技師、書記.....三二一、一〇
 憲兵補.....三二一、一〇
 憲兵補ノ恩給ニ關スル法律(大一〇法三三).....三二一、一〇
 減俸前後の俸給額比較表.....八八以下
 航海加算(遠洋航海加算).....三二一、一
 加算方法.....三二一、一、四〇
 工業試験場技師、技師、書記.....三二一、一、四〇
 工業講習所技師、技師、書記.....三二一、一、四〇
 工業巡回教師.....三二一、一、四〇
 工業技師、技師.....三二一、一、四〇
 航空加算.....三二一、一、四〇
 航空機.....三二一、一、四〇
 航空機乗員.....三二一、一、四〇
 公權停止.....三二一、一、四〇
 (官吏恩給法一二條).....三二一、一、四〇
 (官吏遺族扶助法一六條).....三二一、一、四〇
 (軍人恩給法二五、三〇、三一條).....三二一、一、四〇
 皇室令.....三二一、一、四〇
 大一二、第一六號(宮内省恩給令).....三二一、一、四〇
 更正
 (一)恩給金額の更正
 意義.....三二一、一、四〇
 大正九年法律第一〇號の更正.....三二一、一、四〇
 (二)恩給の停止額の更正.....三二一、一、四〇

(三)一時恩給返還金額の更正

(昭和八年大藏省令第二五號第五條).....六四ノ二五
 更正手續
 更正手續(大一二閣令第五號).....一〇一、五
 更正手續(附一四)(昭八閣令第三號).....附一四、二
 恩給法附則ニ依ル増額恩給更正規則(大一二選信省令五七).....一〇一、〇
 朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續
 (大一二朝鮮總督府令一〇).....一〇一、一
 朝鮮總督又ハ道知事ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正及改定手續(大一二朝鮮總督府令一一).....一〇一、二
 臺灣總督、州知事又ハ廳長ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續(大一二臺灣總督府令六九).....一〇一、三
 關東長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續(大一二廳令五四).....一〇一、四
 樺太廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續(大一二廳令四八).....一〇一、六
 南洋廳長官ノ管掌ニ係ルモノノ恩給更正手續(大一二南洋廳令二二).....一〇一、七
 交戦地加算(外國交戦地内勤務加算).....一〇一、七
 役備兵役.....一〇一、七
 高等文官試験.....一〇一、七、三
 (官吏恩給法九條は除算す).....一〇一、七、三
 候補生(海軍).....一〇一、七、三
 士官候補生、幹部候補生と區別.....一〇一、七、三
 (軍人恩給法一八條).....一〇一、七、三
 公務員
 定義、種類.....一〇一、七、三
 恩給法施行前の恩給主體をも指稱す.....一〇一、七、三

公務員たる特別の事情

「公務員」の意義.....四八一、一、四
 例.....四八一、一、三
 公務扶助料.....四八一、一、三
 公務傷病
 公務傷病に關する規定適用上の階等.....四八一、一、三
 公務傷病と看做さるる場合.....四八一、一、三
 職關公務傷病.....四八一、一、三
 準職關公務傷病.....四八一、一、三
 普通公務傷病.....四八一、一、三
 公務旅行.....四八一、一、三
 公務旅行中の傷病.....四八一、一、三
 公立學校職員退職料等ニ關スル法律(明二九法一三).....三二一、一、三
 公立學校職員制(大六勅五)の職員.....三二一、一、三
 公立圖書館職員(大六勅五)の職員.....三二一、一、三
 公立學校職員分限令(大八勅三七八)四條.....三二一、一、三
 公立大學職員分限令(大八勅三七八)四條.....三二一、一、三
 公立學校職員年功加俸令.....三二一、一、三
 國境警備加算及之に關する内閣告示(大一二、第二號).....三二一、一、三
 國庫交付金.....三二一、一、三
 國庫納金.....三二一、一、三
 告示
 明二八、一一、二一陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明二九、五、七陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明二九、一一、二陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明三三、三、三一陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明三四、六、一〇陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明三四、一〇、二一陸海軍省告示.....三二一、一、三
 明三八、三、一八陸海軍省告示.....三二一、一、三

大三、一一、一〇陸海軍省告示……………三二六
 大四、一、二七陸海軍省告示……………三二六
 大五、九、一四陸海軍省告示……………三二六
 大九、四、一三陸海軍省告示……………三二六
 大一一内閣告示二號(國境警備及理蕃ノ加算ニ關スル件)……………三二六
 昭一一内閣告示二號(事變及擾亂加算)……………三二六
 昭四、内閣告示三號(事變及擾亂加算)……………三二六
 昭三、内閣告示一號(擾亂加算)……………三二六
 昭七内閣告示三號(理蕃加算ニ關スル件)……………三二六
 昭八、内閣告示五號(事變及擾亂加算)……………三二七
 大一一内閣告示二號(不健康職務指定)……………三二七
 國務大臣の普通恩給……………三二七
 權任(恩給法施行前)……………三二七
 權官司……………三二七

サ

在外指定學校
 其の職員に俸給を給する者は地方經濟納金を爲すの要
 なし……………三二七
 指定權者……………三二七
 指定に關する規程……………三二七
 在外指定學校一覽表……………三二七
 朝鮮に存在した在外指定學校……………三二七
 其の職員に積込地在勤加算なし……………三二七
 在外指定學校職員名稱待遇及任用解職ニ關スル件明
 三二七
 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法(明三八
 法六四)……………三二七

(一)恩給證書の再交付
 再交付する場合……………三二七
 再交付請求手續……………三二七
 擔保と再交付……………三二七
 (二)裁定通知書の再交付
 再交付する場合……………三二七
 再交付請求手續……………三二七
 再就職(再任)……………三二七
 退職後一年内の再就職は時効を中斷す……………三二七
 再就職後の退職に因る再任改定……………三二七
 再任改定の方法……………三二七
 普通恩給……………三二七
 增加恩給……………三二七
 傷病年金……………三二七
 再任改定不可能の場合(在職年の空廻り)……………三二七
 増額せざる再任改定……………三二七
 宮内職員恩給を普通恩給に再任改定……………三二七
 再任停止(停止を見よ)……………三二七
 在職年……………三二七
 其の意義……………三二七
 在職年計算の原則……………三二七
 在職年半減計算……………三二七
 在職年月數……………三二七
 各種公務員在職年通算の原則……………三二七
 在職年の空廻り……………三二七
 實在職年と加算年……………三二七
 再審査(增加恩給、傷病年金の)……………三二七
 裁定(恩給の裁定處分)……………三二七

意

意義……………三二七
 内閣恩給局長以外の者の裁定表……………三二七
 公務員別恩給裁定官廳表……………三二七
 裁定の三種……………三二七
 裁定要項……………三二七
 裁定要項通知書書式(大一一内閣調一)……………三二七
 裁判所構成法(七四條ノ二、八〇條ノ二)……………三二七
 差額停止(退職料の)……………三二七
 明二三法九〇、五條……………三二七
 明二三法九一、七條……………三二七
 明二九法一三、一條……………三二七
 明三法八四、二條(六)……………三二七
 巡查看守退職料及遺族扶助料法四條……………三二七
 差押(恩給ヲ受クルノ權利の差押)……………三二七
 差止(支給の差止)……………三二七
 産業組合主事、主事補……………三二七
 産業主事、主事補……………三二七
 産業技術師、技手……………三二七
 産業書記……………三二七
 三等郵便局長……………三二七
 (官吏恩給法註)……………三二七
 三等電信局長……………三二七
 (官吏恩給法註)……………三二七
 作業技手、技師……………三二七
 衆議院速記技手……………三二七
 從軍……………三二七
 從軍加算……………三二七

戰爭從軍加算……………三二七
 事變從軍加算……………三二七
 從軍加算方法……………三二七
 舊法の從軍……………三二七
 (官吏恩給法一〇條)……………三二七
 官吏從軍の範圍……………三二七
 (軍人恩給法二一條)……………三二七
 (市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法四條
 三)……………三二七
 (巡查看守退職料及遺族扶助料法一八條)……………三二七
 就職……………三二七
 各公務員別就職の意義……………三二七
 各準公務員別就職の意義……………三二七
 就職の時期は辭令の日附に依る……………三二七
 就職を轉任と看做す場合……………三二七
 就職を勤続と看做す場合……………三二七
 準教育職員……………三二七
 就職、退職……………三二七
 增加恩給、傷病年金給與要件、階等……………三二七
 準教育職員勤続年月數の通算……………三二七
 準教育職員の俸給……………三二七
 準軍人……………三二七
 就職、退職……………三二七
 增加恩給、傷病年金給與要件、階等……………三二七
 準軍人在職年月數の通算……………三二七
 準軍人の俸給、普通恩給……………三二七
 巡檢……………三二七
 準公務員……………三二七
 (準文官、準軍人、準教育職員の總稱なり、各項別に見よ)……………三二七

準公務員在職年の通算.....四二一
 同 計算方法.....四三一
 準公務員に増加恩給又は傷病年金を給する要件.....四七一
 巡査看守退隠料及遺族扶助料法.....四七一
 (明三四法三八).....四七一
 右法施行令(明三四勅一四八).....四七一
 右法ヲ臺灣ニ施行ノ件(明三四勅一五〇).....四七一
 巡査分限令(昭八勅一三)二、三、四、一〇條.....四七一
 巡査懲戒令(昭八勅一五)三、二〇條.....四七一
 巡査給與令(明三九勅二五九)四條ノ二、三.....四七一
 準文官.....四七一
 就職、退職.....四七一
 増加恩給、傷病年金給與要件、階等 昭一、空一、空ノ二一
 準文官の俸給、普通恩給.....四七一
 省令.....四七一
 明一九陸軍乙三三.....四七一
 明一九海軍二八.....四七一
 大一二、九、二六、外務文部省令(在外指定學校ノ指
 定ニ關スル規程).....四七一
 大一二内務一〇(傷兵院法施行規則).....四七一
 大一二大藏三〇(恩給金額分擔及國庫納金收入等事務
 取扱細則).....四七一
 大一二逓信五七(恩給法附則ニ依ル増額恩給更正規則).....四七一
 昭六大藏二七(特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰
 入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱細則).....四七一
 昭八大藏二五(一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施
 行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給
 返還等ニ關スル取扱規程).....四七一
 賞給(恩給資格).....四七一

資格喪失.....九一三
 在職中の資格喪失原因.....九一三
 扶助料資格喪失原因.....九一三
 士官候補生.....九一三
 支給.....九一三
 時効.....九一三
 恩給請求權の時効.....九一三
 時効の中断.....九一三
 時効規定の適及適用.....九一三
 自己便宜退職.....九一三
 (官吏恩給法九條).....九一三
 (同 一三條).....九一三
 (退官賜金令).....九一三
 (市町村立小學校退及扶法八條).....九一三
 (明二五勅一八、三條).....九一三
 (府縣立師範學校長俸給及公立學校職員退及扶法一〇
 條).....九一三
 (公立學校職員退隠料等ニ關スル法律四條ノ二)(6).....九一三
 恩給法の失格原因にあらず.....九一三
 自己便宜退職に關する行政判例.....九一三
 自己便宜退職在職年は「繼續」せば除算せず.....九一三
 市町村立小學校職員退隠料及遺族扶助料法(明二三、
 法九〇).....九一三
 市町村立小學校教員退隠料等ノ支給上ニ關スル在職年
 數算定ノ件(明二五勅一八).....九一三
 市町村立小學校校長及教員名稱及待遇ノ件(明二四勅二
 一八).....九一三
 市町村立幼稚園及保母待遇ニ關スル件(明四二勅三三
 五).....九一三

市町村立小學校教員加俸令(明三三勅一三三)三條.....四二二
 同 七條.....四二二
 失官.....四二二
 (舊刑法三三條).....四二二
 失權(權利消滅)(恩給權の喪失).....四二二
 年金的恩給權の共通の失權原因.....四二二
 扶助料の失權原因.....四二二
 恩給令の復権により權利回復せず(判例).....四二二
 失格資格喪失原因.....四二二
 執行猶豫.....四二二
 失權に關係なし.....四二二
 失格に關係なし.....四二二
 除算に關係あり.....四二二
 犯罪に依る普通恩給、増加恩給、傷病年金の停止に
 關係あり.....四二二
 犯罪に依る扶助料の停止に關係あり.....四二二
 失踪の宣告.....四二二
 執達吏.....四二二
 恩給更正.....四二二
 執達吏恩給.....四二二
 執達吏規則(抄)(明二三法五一).....四二二
 司法官試験.....四二二
 朝鮮總督府司法官試験.....四二二
 社會教育主事、主事補.....四二二
 社會教育書記.....四二二
 社會事業主事、主事補.....四二二
 社會事業主事、書記.....四二二
 社司(府縣社、郷社の).....四二二
 社掌(同).....四二二

小學校令施行規則一二六一一二八條.....四二二
 小學校教員恩給基金.....四二二
 傷病賜金(下士官以下にのみ給す)
 給與の要件.....四二二
 程度.....四二二
 普通恩給、一時恩給と併給不妨.....四二二
 請求手續.....四二二
 傷病年金.....四二二
 給與の要件.....四二二
 退職後増進に依る傷病年金.....四二二
 傷病年金の程度.....四二二
 程度一覽表.....四二二
 有期の傷病年金.....四二二
 普通恩給、一時恩給と併給不妨.....四二二
 準公務員に給する要件.....四二二
 請求手續.....四二二
 賦恤金、傷病賜金の傷病年金編入.....四二二
 受給權(恩給ヲ受クルノ權利をも見よ).....四二二
 年金恩給受給權調査.....四二二
 恩給受給權調査票.....四二二
 準教育職員.....四二二
 引續き教育職員となれば二分ノ一通算.....四二二
 職務俸.....四二二
 帝國大學高等官等俸給令(明三〇勅二二).....四二二
 官立大學教員ノ職務俸ニ關スル件(大一二勅三九二).....四二二
 除算(在職年の).....四二二
 死亡前の俸給年額.....四二二

退官賜金令(明二三勅九八)..... 三〇一三
 退職
 各公務員別退職の意義..... 三五一
 各準公務員別退職の意義..... 三七一
 退職の時期は辭令の日附に依る..... 三六一
 陸海軍人退職の時期一覽表..... 三六一
 休職除隊は退職にあらず..... 三六一
 退職前の停給年額..... 三六一
 退職前の停給月額..... 三六一
 退職恩給(軍人恩給法)..... 三六一
 待命中の在職は半減計算..... 三六一
 待命中の停給は退職前の停給計算上本來給せらるべき
 俸給額に依る..... 三六一
 臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件(明三
 三法七五)..... 三六一
 臺灣總督府在外研究員の在勤..... 三六一
 臺灣公立學校官制(大一一勅一五八)の職員..... 三六一
 臺灣公立官立學校官制(大一一勅二二四)の職員..... 三六一
 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上
 ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル
 法律(明三三法七七)..... 三六一
 臺灣の警部補は文官でもある..... 三六一
 臺灣總督府警察官及司獄官練習所の練習生たる巡查看守..... 三六一
 臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査及女監取
 締ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(明三五法二九)..... 三六一
 臺灣在勤巡查看守等ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル規定
 朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用
 スルノ法律(明四四法六一)..... 三六一
 臺灣公立小學校准訓導及臺灣公立學校准訓導退職失職ニ

臺灣公立幼稚園保母ノ退職失職ニ關スル件(大一二府令
 三八)..... 三七一
 臺灣總督府條例施行前同府所屬雇員ニ官吏恩給法及遺
 族扶助法ヲ適用スルノ法律(明二九法七八)..... 三七一
 臺灣總督府巡查補..... 三七一
 代理受領(恩給)..... 三七一
 明一七太政官達三..... 三七一
 明一四陸軍甲一三(陸軍武官結婚條例)..... 三七一
 明一〇太政官達六六..... 三七一
 短期現役兵..... 三七一
 擔保(恩給ヲ受クルノ權利の擔保)..... 三七一
 擔保の實狀..... 三七一
 擔保に關する司法判例..... 三七一
 擔保と恩給證書再交付..... 三七一
 子
 地方警察技師、技手、書記..... 三七一
 地方商工主事、主事補、技師、技手..... 三七一
 地方書記..... 三七一
 地方測候所技師、技手、書記..... 三七一
 地方統計主事、主事補..... 三七一
 地方農林主事、主事補、技師、技手..... 三七一
 中學校と同等以下の程度の學校(恩給第三〇條)..... 三七一
 中樞院副議長、顧問、參議..... 三七一
 朝鮮軍人..... 三七一
 朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令(大七勅二九九)..... 三七一
 朝鮮公立學校官制(大一一勅一五二)の職員..... 三七一

朝鮮人官吏ノ恩給退職料及遺族扶助料等ニ關スル法律
 (大七法三〇)..... 三〇一三
 朝鮮總督府、關東都督府及樺太在勤巡查看守及女監取締
 ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四
 五法四九)..... 三〇一三
 朝鮮總督府巡查補の在職..... 三〇一三
 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケ
 サル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助
 料ニ關スル法律(明四五法一一)..... 三〇一三
 徵兵令、八條..... 三〇一三
 廳令
 大一一關東廳令五二(關東州及南滿洲鐵道附屬地在外
 指定學校規則)..... 三〇一三
 大一二關東廳令五三(關東州及南滿洲鐵道附屬地在外
 指定學校職員職務規程及俸給規則)..... 三〇一三
 大一一三關東廳令五四(恩給更正手續)..... 三〇一三
 昭和二三關東廳令五九(恩給給與細則)..... 三〇一三
 大一一二樺太廳令四八(恩給更正手續)..... 三〇一三
 大一一二南洋廳令二二(恩給更正手續)..... 三〇一三

勅令
 明二三勅九八(文官判任以上ノ者退官賜金ノ件)..... 三〇一三
 明二三勅二八六(技術官ノ休職ニ關スル件)..... 三〇一三
 明二四勅二一八(市町村立小學校校長及教員名稱及待遇
 ノ件)..... 三〇一三
 明二五勅一八(市町村立小學校教員退職料等ノ支給上
 ニ關スル在職年數算定ノ件)..... 三〇一三
 明二六勅一九八(官吏ノ勤課ニ關スル件)..... 三〇一三
 明三〇勅二二二(帝國大學高等官官俸給令)三二五條..... 三〇一三
 明三二勅二〇一(明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ

關スル件(教育文官の種類)..... 三〇一三
 明三二勅六二(文官分限令)..... 三〇一三
 明三二勅一九六(府縣立師範學校校長俸給並公立學校職
 員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員
 ノ資格及在職年數算定ノ件)..... 三〇一三
 明三二勅四五六(官公立學校又ハ圖書館職員ト教官
 其ノ他教育事務ニ從事スル文官ノ間ノ轉任
 ニ關スル件)..... 三〇一三
 明三三勅一三三(陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判
 任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル俸給支
 給方)..... 三〇一三
 明三三勅一七三(明治三十三年法律第七十五號及同年
 法律第七十六號ニ依ル風土病及流行病ノ種
 類指定ノ件)..... 三〇一三
 明三四勅一五〇(巡查看守退職料及遺族扶助料法ヲ臺
 灣ニ施行ノ件)..... 三〇一三
 明三六勅一五六(文官分限令改正)..... 三〇一三
 明三七勅四四(陸軍現役軍人婚姻條例)..... 三〇一三
 明三八勅二二九(在外指定學校職員退職料及遺族扶助
 料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算
 定方等ニ關スル件)..... 三〇一三
 明三八勅二三〇(在外指定學校職員名稱待遇及任用解
 職ニ關スル件)..... 三〇一三
 明三九勅二五九(巡查給與令)四條ノ二、四條ノ三..... 三〇一三
 明四〇勅一八八(明治四十年法律第四十八號ヲ適用セ
 サル官吏ニ關スル件)..... 三〇一三
 明四一勅一三七(在外指定學校職員退職料及扶助料法

中主務大臣及領事ノ管掌ニ屬スル事項
ニ關スル件).....三〇四

明四二勅六八(朝鮮軍人の恩給に關す).....三〇六

明四二勅三三五(市町村立幼稚園及保母待遇ニ關スル件).....三〇七

明四三勅一七(警部補ノ俸給及給與ニ關スル件).....三〇八

明四三勅二五〇(海軍下士官兵服役令)一、二、二ノ二條.....三〇九

明四三勅二七五(文官試補及見習ニ關スル件).....三一〇

明四三勅三一八(朝鮮總督府設置ニ關スル件).....三一〇

明四四勅二八五(陸軍軍人服役令).....三一三

同.....三一三

明四五勅七〇(明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件).....三一三

大四勅二〇六.....三一四

大五勅一八二.....三一四

大六勅五(公立學校職員制).....三一六

大七勅二九(朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令).....三一六

大八勅三七八(公立大學職員俸給令)四條.....三一六

大九勅一〇(海軍武官階級改正ノ件).....三一七

大九勅二六三(府縣知事加俸ニ關スル件).....三一七

大九勅二七八(恩給扶助料等及休職給ノ増額ニ關スル件).....三一七

大正九勅三六七(聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件).....三一七

大九勅五一九(公立學校職員年功加俸令)一、二條.....三一七

大九勅五二〇(師範學校長勲績加俸令)一、二條.....三一七

大九勅五六九(司法官試補及朝鮮總督府司法官試補ニ關スル件).....三一七

大一一〇勅四三.....三一七

大一一〇勅三三六(公立圖書館職員令).....三一七

大一一〇勅四八一(現役軍人ノ婚姻ニ關スル件).....三一七

大一一〇勅一五二(朝鮮公立學校官制).....三一七

大一一〇勅一五八(臺灣公立學校官制).....三一七

大一一〇勅二二四(臺灣公立盲啞學校官制).....三一七

大一一〇勅二二三(明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ニ關スル件).....三一七

大一一〇勅三七五(盲學校及聾啞學校令).....三一七

大一一〇勅三九二(官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件).....三一七

大一一〇勅四三九(恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則).....三一七

大一一〇勅六六(樺太公立高等女學校官制).....三一七

大一一〇勅二八.....三一七

大一一〇勅七四(幼稚園令).....三一七

昭三勅二七一(復權令).....三一七

昭六勅二〇三(特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件).....三一七

昭六勅二七〇(陸軍武官等表改正ノ件).....三一七

昭六勅二七一(陸軍兵等級表).....三一七

昭七勅二〇四(昭和七年法律第一三號施行令).....三一七

昭八勅一六(植民地巡查消防手ノ分限懲戒).....三一七

鎮戍加算.....三一七

加算方法.....三一七

通信手.....三一七

通算.....三一七

合算との關係.....三一七

宮内職員在職年の通算.....三二一

準公務員在職年の通算.....三二一

テ

帝國學士院會員.....三二一

帝國大學高等官等俸給令(明三〇勅二一一)三―五條.....三二一

帝國美術院、院長、會員.....三二一

停止(恩給の).....三二一

普通恩給の停止.....三二一

再任停止.....三二一

準公務員に再任するも停止なし.....三二一

再任實在職一月未滿のとき停止せず.....三二一

兵に再就職の場合の不停止.....三二一

准士官以下の恩給不停止の場合.....三二一

處刑停止.....三二一

執行猶豫.....三二一

裁判所の處刑通知.....三二一

刑の執行停止は恩給停止を延引せしむ.....三二一

年齢停止.....三二一

増加恩給、傷病年金と併給の普通恩給を停止せず.....三二一

多額所得停止.....三二一

恩給外の所得.....三二一

増加恩給傷病年金の停止.....三二一

處刑停止あるのみ.....三二一

扶助料の停止.....三二一

停職期間は在職半減計算.....三二一

停職中の俸給は退職前の俸給計算上本來給せらるべき俸給額に依る.....三二一

定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル件(大一一〇法一).....三二一

適宜給の一級昇給.....三二一

鐵道醫.....三二一

鐵道藥劑師.....三二一

鐵道手.....三二一

轉官職に依る俸給の増額は昇給と看做す.....三二一

轉官職に依る昇給の場合の一級上位.....三二一

傳染病研究所無給技手.....三二一

轉任.....三二一

意義.....三二一

轉任と看做す場合(恩二五條四號).....三二一

轉任を退職と看做す場合.....三二一

ト

統監府巡查補.....三二一

當分給の一級の昇給.....三二一

道路技手、技師.....三二一

道路書記、主事.....三二一

特別會計.....三二一

其の種類.....三二一

其の恩給負擔額.....三二一

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律(昭六法八).....三二一

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律ノ施行ニ關スル件(昭六勅二〇三).....三二一

特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律施行事務取扱規則(昭六大藏省令二七).....三二一

特別志願士官(昭和八、勅一二に依る).....三二一

特別俸は級俸の定なき俸給.....三二一

屠畜検査技師、技手……………二四一三
 土木技師、技師……………二四一八、二四二五
 土木書記……………二四一八、二四二五
 土木主事……………二四一四、二四一五
 屯田兵……………二一三三、一〇三三
 屯田兵制の沿革……………一〇三三
 ナ
 内閣印刷局醫……………二四一六
 同 薬剤師……………二四一六
 内閣……………二四一六
 關東州、南洋群島は内閣……………三三三、三五一
 南洋廳巡查……………九三二
 ニ
 二十歳未満者の在官在職
 (官吏恩給法九條)……………二〇一五
 (朝鮮人官吏)……………二〇一三、九〇一七
 補宜……………二四一六
 ノ
 納金
 地方經濟(團體)納金……………一八一
 其の手續……………五一一
 個人納金……………五一一
 其の手續……………五一一
 農事試験場長、技師、技手、書記……………二四一九
 農事講習所長、技師、技手、教師、書記……………二四一九

農事巡回教師……………二一九
 農業技師、技手……………二四一九
 農林主事、主事補……………二四一〇
 ハ
 癡兵……………七七
 罰停中の俸給は退職前の俸給計算上本來給せらるべき俸
 給額に依る……………五九ノ二八
 判事及検事ノ休職並判事ノ轉所ニ關スル法律(大ニ法七)……………九六一
 判任官見習……………二〇一、二、四三、四七
 (官吏恩給法九條は除算す)……………二〇一
 判例
 行政判例
 昭七第一號事件(復権に依り恩給權回復せず)……………九一三
 昭六第三〇七號事件(同上)……………五二一
 大一四第七三號事件(併任は繼續に非ず)……………九〇七
 大一四第一三二號事件(恩給停止は請求を停止せず)……………五八二
 昭二第七五號事件(停止)……………八八四
 大元第一六七號事件(自己便宜退職)……………八八四
 大四第五二號事件(同右)……………八八四
 大一四第九七號事件(更正)……………一〇一三
 大一四第一五六號事件(更正)……………一〇一三
 大一四第三四號事件(更正)……………一〇一三
 大一四第六三號事件(更正)……………一〇一三
 司法判例
 大五、二、三大審院第二民事部判決……………一一二
 大六、一、二、三大審院第三民事部判決……………一一五
 大七、四、一、二、三大審院第一民事部判決……………一一三
 大一一、三、一、五、東京控訴院民事第一部判決……………一一六

昭六東京地方裁判所(ワ)第五四六號判決……………二一七
 昭七大審院(オ)第一九一七號(現存利益)……………補〇條
 昭一〇大審院(オ)第一九七四號、二〇五〇號(誤
 拂金時効)……………補〇條
 ヒ
 引續キ
 第三八條(引續キ在勤)……………三八一
 第四一條(引續キタル在職年月數)……………四一
 第四二條(引續キ公務員ト爲ル)……………四一、五
 (引續キ教育職員ト爲ル)……………四一、五
 第五一條(引續キタル在職)……………五一、二
 附則第一五條(引續キ文官ニ任ジ)……………附五
 非職(恩給法施行前)……………〇一七
 非職期間の變遷……………〇一七
 非職滿期に依る恩給額の基礎……………〇一四、二〇三、三一五、三二九

フ
 復権合に因り恩給權回復せず……………九一三、五一三
 不具發疾……………四六一、七四一
 其の程度……………四九一三
 不具發疾程度一覽表……………四九一三以下
 不健康地加算……………六一以下
 不健康業務……………六一
 不健康業務加算……………六一
 府縣知事ノ指定地加俸ニ關スル件(大九勅二六三)……………四一三
 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助
 料法(明二三法九一)……………三一六、二七

右法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ノ件
 (明三勅一九六)……………三一三
 布告
 明一三太政官布告三六號(舊刑法)……………三一三
 明一五太政官布告三六號(戒嚴令)……………三一三
 扶助料
 扶助料順位……………七三
 未成年の子、夫、成年の子、養子の扶助料資格……………七四
 扶助料年額……………七五
 加給扶助料……………七五
 扶助料の失格原因……………七六
 扶助料の處刑停止……………七六
 一年以上所在不明の場合の停止……………七八
 扶助料停止期間中の轉給……………七八
 扶助料失格原因……………七八
 請求手續……………八〇
 負擔
 各種公務員の恩給の負擔者……………一六一
 負擔の分擔……………一七一
 地方費負擔恩給額表……………一六三
 特別會計の恩給負擔……………八六
 普通恩給
 各種公務員の普通恩給……………六〇條一六四條
 普通恩給の停止……………六一
 普通恩給の再任改定……………六一
 普通恩給額の一時恩給受給に因る控除……………六四ノ二
 其の請求手續……………八〇
 物産検査員……………二四一四、一八

府令(臺灣總督府令)

明三十九年第九號(恩給給與規則).....二七一

大一二第七八號(恩給給與規則).....二七一

大一二第三八號(恩給給與規則).....二七一

府令(朝鮮總督府)

明四三年第一六號.....九四一

大八年一三四號(朝鮮總督府道巡查採用及給與令).....九四一

大一二第一一〇號(恩給更正手續).....一〇一一

大一二第一一一號.....一〇一一

大一二第一二五(恩給給與規則).....八五九

文官

定額.....二〇一

國庫より俸給を給せざる文官.....二〇一

文官の普通恩給.....二〇一

最短期限.....二〇一

恩給額算出率.....二〇一

基礎俸給.....二〇一

外國實勤額加給.....二〇一

停止.....二〇一

消滅原因.....二〇一

改定.....二〇一

國務大臣の普通恩給.....二〇一

増加恩給と併給の普通恩給.....二〇一

請求手續.....二〇一

文官の増加恩給.....二〇一

請求手續.....二〇一

文官の傷病年金.....二〇一

其の程度.....二〇一

請求手續.....二〇一

文官の一時恩給.....二七一

請求手續.....二七一

文官の扶助料.....二七一

請求手續.....二七一

文官の一時扶助料.....二七一

請求手續.....二七一

文官の個人納金.....二七一

文官年金恩給の受給權調査.....二七一

恩給法施行前の文官の恩給規定.....二七一

恩給法施行前の文官遺族扶助料規定.....二七一

文官分限令(明三二勅六二)(一、一三、一五一、一七條).....二七一

同(三、一五條).....二七一

文官從軍の範圍.....二七一

分擔(恩給の負擔の分擔).....二七一

各種公務員恩給の分擔方法.....二七一

分擔する恩給の種類.....二七一

分擔額算出方法.....二七一

分擔關係圖解.....二七一

分擔の各種の場合圖示.....二七一

分擔取扱規則(大一二勅四三九).....二七一

分擔事務取扱規則(大一二大省三〇).....二七一

兵

兵卒を兵に改正した理由.....二七一

(昭六勅二七一、陸軍兵等表ニ關スル件).....二七一

兵に恩給納金なし.....二七一

邊障地加算.....二七一

邊障不健康地加算.....二七一

加算方法.....二七一

邊障不健康地域.....二七一

聘用セラレタル官吏及官吏待遇者ニ關スル件(大九勅三六七).....二七一

併給

恩給の併給を許す場合.....二七一

併有(官職の)併任.....二七一

併有官職は利益なる一在職に依り計算す.....二七一

併有官職を同時退職せば併給を合算す.....二七一

兼官兼職と異なる.....二七一

示

定義.....二七一

種類.....二七一

併給額の合算.....二七一

俸給なき勤務期間は在職年にあらず.....二七一

退職前又は死亡前の俸給.....二七一

俸給の月計算主義.....二七一

法定傳染病.....二七一

法律

明三三法四三(官吏恩給法).....二七一

明三三法四四(官吏遺族扶助法).....二七一

明三三法四五(軍人恩給法).....二七一

明三三法五一(執達吏規則).....二七一

明三三法九〇(市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法)(明三三一九〇).....二七一

明三三法九一(府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法).....二七一

明三三法九一(公立學校職員退職料等ニ關スル法律)三三六、三四

明三三法九二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法九九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一〇九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一一九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一二九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一三九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一四九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一五九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一六九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一七九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一八九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九一(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九二(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九三(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九四(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九五(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九六(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九七(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九八(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法一九九(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

明三三法二〇〇(臺灣總督府條例施行前同府所屬職員ニ關スル法律)九〇、九一

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

昭和八年十二月二十五日印
昭和八年十二月三十日第一刷發行
昭和十五年二月五日增訂第四刷發行

恩給法精解
定價五圓七拾錢

著者 上原秋三

發行者 岩波茂雄
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地


印刷者 菊地眞次郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 岩波書店
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

電話九段(33) 二八七・二八八番
振替口座東京二六二四〇番

本製島寺 刷印本日大

小店出版物中、萬一不完全な品(落丁・亂丁等)がありましたら、御手数取致しなく、御申出下さる事をお願ひ致します。たとひ御座後でありましても早速お取替致します。



14.7
634

